



イギリス会社法上の会社調査制度の 概要と検査役の法的性質

——「私法的色彩」を帯びた「公法上の調査権」——

千 手 崇 史

要旨 株主の申請に基づいて会社不祥事等を調査させる日本の「業務財産検査役」の制度は、弁護士等の専門家が裁判所の決定によって公正中立の立場で会社調査に当たる制度であるが、会社情報漏洩の危険が少ないという非常に大きなメリットがある。それにも関わらず殆ど利用されていない。この制度の問題点や活用法を探る方法の一つとして、制度創設時にモデルとされたイギリス会社法の検査役や会社調査制度に関する詳細な知識が必要である。本稿はイギリスのそれらの制度研究の入り口として、イギリス法上の検査役制度や国務大臣の命令による非公式調査の制度に関する全体像を概観し、その法的な性質や位置づけを明らかにしたい。

キーワード イギリス1985年会社法 (Companies Act 1985), 検査役 (inspector), 非公式調査, 自然的正義, 公平義務

原稿受理日 2022年9月2日

Abstract Japanese Companies Act has the system of inspector, which investigate scandals of companies based on petitions of shareholders. On this system, experts (such as lawyers) in charge of inspectors by court order, investigate companies fairly and neutrally. This system has a merit, which risk of corporate information leakage is very little, but this system is hardly used. To explore the problems and ways to use of this Japanese inspector, it is essential to research systems of inspector and informal investigation by Secretary of State on U.K. Companies Act, which was modeled when enactment of Japanese inspector. To begin with the studies, this paper outlines the systems of inspector and informal investigation by Secretary of State on U.K. Companies Act, and explains the legal nature and status of these systems.

I はじめに

株式会社が「所有と経営の分離」を採用したことに付随して、会社経営に関する情報が取締役側に偏在し、株主の側から分かりにくくなるという弊害も一部生んでいる。株主は常時詳細な企業情報に触れる必要はないが、不祥事が疑われる場合などには、その証拠・資料などを収集するための「情報開示請求権」が重要性を帯びる。我が国の会社法制においては、計算書類等（会社法（令和元年法律第70号による改正後のもの。以下、条数のみ引用する）442条）およびその前提となる会計帳簿等（433条）につき株主は開示請求権を持つこととされ、かかる「直接型」制度が現在日本では主に機能している。一方、日本の会社法は同時に、裁判所の選任する中立の第三者に会社調査をさせる業務財産検査役（358条）という「間接型」制度も併有する。

日本法上主に用いられる「直接型」制度の問題点を、筆者はこれまでに明らかにしてきた。具体的に、まず、計算書類等はそもそも開示を前提とした書類であるが、作成されていない場合にこれを促す・強制するための仕組みが会社法上乏しいという問題を指摘した^①。また、計算書類のもととなる会計帳簿等の閲覧謄写請求権も実際には「既に不祥事の兆候をある程度具体的につかんでいる株主が、さらに具体的な証拠・資料を得るための手段」としての機能しか果たしていない問題を指摘した^②。さらに、直接型制度（特に会計帳簿閲覧権）では守秘義務を負わない株主・第三者への（企業秘密等の）情報漏洩が大きな問題となる。

そこで、次に同制度の母法であるアメリカ会社法上の帳簿・書類開示請求権について、制度の概要と特に情報漏洩防止への対処に注目しながら、判例を中心的な素材として詳しく調査・検討した^③。その結果、①アメリカ法は判例法理上、「正当な目的」「信頼できる根拠」「不可欠性」等の基準が存在し、これがきめ細やかな判断を可能にし、会社の秘密情報を保護しつつ、真にそれに値する権利行使のみ認容するというフィルターの役割を果たしている、②実際の情報開示の場面でも裁判所が裁量権を駆使して漏洩防止のための条

(1) 拙稿「株式会社における計算書類・附属明細書等の作成義務懈怠—法規制の変遷と実効的な法規制の欠如—」商経学叢（近畿大学経営学部）67巻1号25頁以下（2020）。

(2) 拙稿「株式会社における株主の会計帳簿閲覧謄写請求権—法改正の変遷と制度趣旨・機能の不一致—」商経学叢（近畿大学経営学部）67巻3号259頁以下（2021）。

(3) 拙稿「アメリカ会社法上の株主の帳簿・記録開示請求権—「正当な目的」要件と情報漏洩防止に関するデラウェア州判例法理を中心に—」商経学叢（近畿大学経営学部）68巻2号261頁以下（2021）。

件を付与している、③既に守秘義務の対象となる情報も開示されうるが、その場合も開示の「潜在的利益・害悪」を比較考量する判例法理によって特に慎重な判断を可能にしている、などいくつかの特徴ある制度・判例法理によって企業秘密の漏洩防止に配慮している点を紹介した⁽⁴⁾。日本法は制度創設時にアメリカ法の制度概要のみを参照し、その背後にある「情報漏洩防止の仕組み」や「その後の発展」等を見落としただけではなかったのではないだろうか⁽⁵⁾。

一方、株主が情報を得る「間接型」の仕組みである業務財産検査役（358条）は、イギリス法を参考にして日本法に盛り込まれたものであり⁽⁶⁾、会計帳簿閲覧謄写請求権（433条）に比べて情報漏洩の危険がとて少ないと考えられるにも関わらずあまり利用されていない。かかる検査役制度の問題点や、検査役制度が機能するための条件を探るためには、イギリス会社法上にそれに相当する検査役制度・国務大臣の命令に基づく非公式調査の制度に関する検討が欠かせない。これに関しては、筆者は既に日本の業務財産検査役とイギリス検査役との部分的な比較を簡単に試みている⁽⁷⁾。もっとも、イギリスの当該制度はその程度で論じつくせるものではない。そこで、今後、当該内容を含んだ上でさらに広く深く、また、その後の議論の進展があればそれもフォローする形で、イギリス検査役・非公式調査の制度・判例法理等を論点ごとに詳細に明らかにしたいと考える。本稿はかかる一連の研究の入り口として、イギリス会社法上の検査役・非公式調査の概要について、主要文献と基本的な判例を手掛かりにしながら整理・検討をし、それら制度の基本的性質について明らかにすることを目標とする。

II イギリス会社法上の検査役制度

1. 概要

イギリス法上、株主は基本的に直接会社を調査する権限を持たない⁽⁸⁾。一方、関係する

(4) 拙稿・前掲注(3)商経学叢68巻2号284頁以下参照。

(5) 拙稿・前掲注(3)商経学叢68巻2号325頁。

(6) 当該制度は既にロエスレル草案を経て明治32年（1899年）の商法制定当時から日本商法（会社法）に盛り込まれていたことが明らかにされている（山田弘之助「会社検査役について」上智法學論集第1巻第1号362頁（1957）、上田純子「中立的社会者による会社情報の収集と利害調整」法政79巻3号90(290)頁（2012）参照）。

(7) 拙稿「業務財産検査役による会社の調査と守秘義務—イギリス法との比較を通して」法政研究82巻2・3号合併号877頁以下（2015）。

(8) 会社不祥事が疑われる場面での検査役調査については、本文で述べる通りである。その他、株主総会での権限行使に関わる情報収集という文脈ではあるが、株主が直接会社を検査する権限がなく、また、議題に関連する質問の答えを受ける権利もEU指令（Directive 2007/36/EC）

行政庁・国務大臣⁽⁹⁾などが強力な調査権を有しているという点がイギリスの会社に対する規制の大きな特徴の一つである⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾。そして、この調査を国務大臣に代わって行うのが検査役⁽¹²⁾ (inspector; 本稿で、日本の「業務財産検査役」と区別するため、「イギリス検査役」という)である。一方、我が国の「業務財産検査役(358条; 本稿で、イギリス検査役と区別するため「日本検査役」ということがある)」は、少数株主が裁判所に申し立てて、裁判所の決定に基づいて選任された弁護士⁽¹³⁾等が検査役として公正中立の立場で会社調査を行う制度である。

イギリス検査役の制度は少数株主保護⁽¹⁴⁾のために利用される点では日本検査役と同様の機能も営むが、それより広く、会社の不祥事予防や防止、調査結果を踏まえた会社業務の

ゝからの強い影響を受けるまでは明示的には存在しなかった旨の記載がある (Paul Davies, INTRODUCTION TO COMPANY LAW, at 127 (2nd ed. 2010) (Hereinafter cited as “Davies (Introduction 2nd ed.)”).

(9) Secretary of State の訳語である。訳語に関しては、小山貞夫『英米法律語辞典』1002頁(研究社, 2011) 参照。

(10) Paul L. Davies, Sarah Worthington, Christopher Hare & Eva Micheler, GOWER PRINCIPLES OF MODERN COMPANY LAW, at 747 (11th ed. 2021) (Hereinafter cited as “Davies, Worthington & Hare”). なお、国務大臣の調査権の強力さは会社の権限濫用等を既存の規制や会社やそのメンバーへの訴訟で十分押さえ切れていないことを反映しているとの指摘もある (Sarah Worthington, SEALY AND WORTHINGTON’S TEXT, CASES, AND MATERIALS IN COMPANY LAW, at 770(11th ed. 2016) (Hereinafter cited as “Worthington”).).

(11) 上田純子「株式会社における経営の監督と検査役制度(一) —イギリスにおける展開を機縁として—」民商116巻1号52頁以下(1997)に、なぜそのようなになったのかが詳しく記載されている。以下、流れを簡単に要約する。19世紀中頃、自由放任主義の台頭に伴い、会社法も制限を極力廃止する流れとなり、会社の公開制・会計監査制度が大幅に後退した。その見返りとして、1856年のジョイント・ストック・カンパニー法において、商務省の調査権が初めて導入される(上田・民商116巻1号52頁参照)。その後、20世紀に入り修正資本主義の台頭(による自由放任主義の後退)、及び会社不祥事の横行などを背景として、以後商務省の会社に対するコントロールが一貫して拡大強化された(上田・民商116巻1号54頁)。なお、上田純子「株式会社における経営の監督と検査役制度(二・完) —イギリスにおける展開を機縁として—」民商116巻2号216(38)頁(1997)によれば、諸国の企業法制においても行政的な介入を危惧するイデオロギーなどが優越するため、行政機関が介入するイギリスのような制度はまれであり、イギリス法が日本法と異なり監査役などの会社内部の監督機関を有しなかったことが、かかる行政権による監督権強化につながったとも考えられる、ということである。

(12) 訳語につき、鴻巣夫・北沢正啓編『英米商事法辞典〔新版〕』489頁(商事法務研究会, 1998) 参照。

(13) イギリスでは「弁護士」の法的規制が日本とは異なる点に注意が必要である。イギリスは、主に上級裁判所で弁論などを担当する、高度に専門分化した法廷弁護士「バリスタ」と、幅広い知識と常識を備え、依頼者の相談を受けたり交渉にあたりたりする事務弁護士「ソリシタ」との分業、また、バリスタの中から裁判官が選ばれる法曹一元の制度など、日本にはない独特の仕組みを有する(田中英夫『英米法総論 下』404頁以下(東京大学出版会, 1980)、戒能通弘・竹村和也『イギリス法入門—歴史、社会、法思想から見る—』78頁(法律文化社, 2018)など)。さらに詳しい文献として、吉川精一『英国の弁護士制度』37頁以下、66頁以下(日本評論社, 2011) 参照。

(14) 1856年会社法において、当時まで必要常置の機関であった「会計監査役 (auditor)」を任意機関とした代償として、少数株主保護の方策として検査役の制度が設けられた(酒巻俊雄ほか編『英法系諸国の会社法—理論と実務1 総説・設立・株式と株主』265頁[中村信男執筆](中央経済社・2021))。See also John Birds, ANNOTATED COMPANIES LEGISLATION, at 1011(3rd ed. 2013) (Hereinafter cited as “Birds et al”).

是正措置の発動等まで及び、幅広い⁽¹⁵⁾。株主にとっては、個々の株主では発見できない情報や知らされない情報、会社業務執行上の違法行為に対する漠然とした疑念を明らかにする点などに真価があるとされる⁽¹⁶⁾。当然、調査の過程で企業秘密など漏洩してはならない情報に触れることとなるが、得た情報を直接株主その他の第三者に見せることなく不祥事の調査ができる点は、日本同様、イギリス検査役においても大きなメリットとされている⁽¹⁷⁾。

会社の業務に関する検査役調査権に関する現行法は、1985年会社法（Companies Act 1985；CA 1985；以下、イギリス会社法は最後に改正された年数を併記し「CA（年数）」という形で表記する）の段階で存在したものが（CA 1985, Pt XIV）、1989年に改正され、2004年に強化されることでその形ができており、現在はビジネス・エネルギー・産業戦略省（Department for Business, Energy and Industrial Strategy（BEIS））が管轄している⁽¹⁸⁾。具体的に、CA 1985においては、会社に対する捜索的な調査（inquisitorial raids）の権限が付与され⁽¹⁹⁾、最終的には、BEISが会社調査局⁽²⁰⁾（Company Investigation Branch（CIB））という大規模な組織を設立した（現在は、実際の調査は破産サービス⁽²¹⁾（Insolvency Service）が行う。非公式調査の概要につき後述。）。それに基づく閣内大臣の権限は大変強力なものであるものの、公の資金をその会社の問題のために費やすことをしたくないという政府の要望から制約がかかることもある⁽²²⁾。検査役が選任され会社調査にあたるのは

(15) 酒巻ほか編・前掲注(14)266頁〔中村〕参照。

(16) 酒巻ほか編・前掲注(14)266頁〔中村〕参照。しかも、会社業務の是正や株主の利益侵害行為に対して「株主に費用負担をさせずに」救済を与える仕組みであるため、株主によるエンフォースメント手段である「代表訴訟等」に代わる機能を備えていたという評価もされている（酒巻ほか編・同266頁〔中村〕）。

(17) 酒巻ほか編・前掲注(14)267頁〔中村〕参照。

(18) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 747, John Birds, Daniel Attenborough, and Mark Leiser, BOYLE & BIRDS' COMPANY LAW, at 672 (10th ed. 2019) (Hereinafter cited as “Boyle & Birds (10th ed.)”). なお、検査役任命・調査権はもともと商務省（Department of Trade）が持っていたものだが、その後通商産業省（DTI; Department of Trade and Industry）が引き継いだ。その後、2007年にDTIがイノベーション・大学・技能省（Department for Innovation, University, and Skills）と、ビジネス・企業・規制改革省（Department for Business, Enterprise and Regulatory Reform; BEER）とに解体された（会社に対する主務官庁が後者）ものの、2009年にこれら二つの組織が再び統合し、ビジネス・イノベーション・技能省（Department for Business, Innovation, and Skills; BIS）という組織になった（上田・前掲注(6)法政79巻3号309頁注9、坂本達也「イギリス会社法における検査役制度に関する考察：結合企業法制における従属会社の運営局面との関連で」静岡大学法政研究第20巻3号339(98)頁以下(2016)参照）。2016年にはBISとエネルギー・気候変動省（Department of Energy and Climate Change（DECC））が統合され、本文で述べたBEISとなった（田邊真敏「イギリス会社法における検査役による会社調査制度とその運用状況」現代法学40号5頁(2021)参照）。

(19) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 747.

(20) 訳語につき、上田・前掲注(6)法政79巻3号90(298)頁を参照した。

(21) 訳語につき、田邊・前掲注(8)30頁に従った。

(22) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 747. なお、本文で述べた【1】～【3】の場合いず

次章で説明する通り三つのパターンがあり、さらに「国務大臣の命令に基づく調査官による非公式調査⁽²³⁾の制度」も重要な機能を果たしている（詳細は後述）。

なお、特に私会社においては、当該紛争が通常の訴訟過程における救済で対応可能な不可避的な内部紛争であるといことはかなり非現実的であり、国務大臣が検査役を選任するといことはまれである⁽²⁴⁾。よって、本稿は、イギリスの「株式会社」のうち、私会社を除外して公開会社を主に念頭に置いて進める⁽²⁵⁾。

2. 検査役調査の端緒

国務大臣は会社の業務を調査させるため、1又は2以上の検査役を任命することができ⁽²⁶⁾、【1】会社又はその社員が検査役の任命を申請する場合⁽²⁷⁾、【2】一定の事由があり国務大臣の主導による場合⁽²⁸⁾、の二種類の場合に国務大臣が検査役を選任するか否かの裁量権を持つ。その他、【3】裁判所の命令に基づいて、国務大臣が検査役を選任する場合がある。

【1】は具体的に、(1)少なくとも200名以上の社員又は少なくとも10分の1以上の株式資本を有する社員による申請、(2)株式資本のない会社においては、少なくとも5分の1の登録された社員による申請、(3)会社自身による申請⁽²⁹⁾、のいずれかによってなされる（CA 1985, s 431(2)(a)-(c)⁽³⁰⁾。国務大臣は、その前提として申請者に5000£を超えない担保又は検査役調査の費用の提供を求めることができる（CA 1985, s 431(4)⁽³¹⁾。申請者の申請

ゝれも、高い費用と時間を費やす問題点は我が国と共通しているようであり、文献には最も深刻なケースでしか利用されないとの記載もみられる〔See Derek French, MAYSON, FRENCH & RYAN ON COMPANY LAW, at 593 (37th ed. 2021), See also Paul Davies, INTRODUCTION TO COMPANY LAW, at 296 (3rd ed. 2020) (Hereinafter cited as “Davies (Introduction 3rd ed.)”).〕。なお、同文献に実例が掲載されており、625万£ (Barlow Clowers Gilt Managers Ltd に対する調査)、650万£ (Atlantic Computers plc に対する調査) など膨大な金額がかかっていることが分かる (French, *supra* note 22, at 593.)。

(23) 検査役の検査は inspection, これに対して国務大臣による調査は investigation の用語が用いられる (上田・前掲注(6)法政79巻3号299頁, 309頁注8参照)。

(24) Robin Hollington, HOLLINGTON ON SHAREHOLDERS' RIGHTS, at 412 (9th ed. 2020).

(25) イギリス会社法上、「会社」がまず「無限責任会社」「有限責任会社」に分類され、「有限責任会社」が「保証有限責任会社」と「株式会社」とに分類される。この「株式会社」の中に「公開会社」が位置づけられる。なお、「私会社」とは、株式会社のうち公開会社以外すべてと、無限責任会社とを指す (このような、イギリスの企業形態の分類の詳細について、酒巻ほか編・前掲注(14)53頁以下〔中村〕参照)。

(26) Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 753.

(27) もっとも、このケースは極めてまれであるようで、1990年から存在しないと信じられている程である (Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 753 n. 45.)。

(28) Birds et al, *supra* note 14, at 1012. なお、会社が清算状態にあってもこの権利は行使されうる (CA 1985, s. 423(3)).

(29) See Janet Dine & Marios Koutsias, COMPANY LAW, at 238 (9th ed. 2020), Boyle & Birds (10th ed.) *supra* note 18, at 672.

(30) Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 753.

(31) Boyle & Birds (10th ed.) *supra* note 18, at 673.

は、十分な理由⁽³²⁾ (good reason) を示す（国務大臣が要求する）証拠によって裏付けられていなければならない（CA 1985, s 431(3)）。

【2】の場合として、(1) 会社の業務が会社（またはそれ以外の者の）債権者を害する目的、詐欺的もしくは不法目的で、又は、一部の社員に対して不公正に侵害的⁽³³⁾ な態様で営まれている（営まれていた）場合、(2) 会社又は代理人の行為（行為の予定⁽³⁴⁾）が不公正に侵害的である、又は、会社が詐欺・不法目的のために設立された場合、(3) 会社の設立や業務に関与する者が、会社・社員に対しての詐欺、失当行為⁽³⁵⁾ (misfeasance)、その他の不正行為で有罪とされた場合、(4) 会社の社員が合理的に期待する会社業務の情報をすべて与えられていない場合、の4つの場合が列記されている（CA 1985, s 432(2)(a)-(d)）⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾。この CA 1985, s 432 の任命権は法的には CA 1985, s 431 より下位のものとして位置付けられる⁽³⁸⁾。なお、検査役調査の費用は、最初に国務大臣が負担するが、一定の者⁽³⁹⁾ に求償できるという仕組みになっている⁽⁴⁰⁾。

その他、【3】会社業務を調査すべきことを裁判所が命令した場合には、国務大臣は検査役の選任義務がある（CA 1985, s 432(1)）が、これは滅多なことでは使われない⁽⁴¹⁾。

(32) 訳語につき、田中英夫編『英米法辞典』383頁（東京大学出版会、1991）。

(33) “unfairly prejudicial” の訳語に関して、酒巻ほか編・前掲注(4)268頁〔中村〕を参照し、本文の訳語をあてた。なお、上田・前掲注(6)法政79巻3号302頁は「過度に偏動的」という訳語を用いる。

(34) “proposed act” の訳語である。訳語に関して、上田・前掲注(6)法政79巻3号302頁を参照した。

(35) 訳語に関して、田中・前掲注(32)『英米法辞典』560頁、小山・前掲注(9)710頁参照。「合法的でありうる行為を不適切なしかたで行うこと」とある（田中・同）。なお、山田弘之助・前掲注(6)347頁は、「不法行為」と訳す。

(36) See also Dine et al, *supra note* 29, at 238, French, *supra note* 22, at 593.

(37) より利用しやすい別の方法がある前提では、上記のような正式な検査役選任は、（会社の設立・営業活動自体が不法、不正、詐欺的又は不適切な方法でなされているなど）過誤がある場合や、検査役調査をなすことに強い公益的な要請がある場合を除いては、通常用いられる方法とは到底いえないようである（Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 754）。なお、「不正」の原文は“dishonest”である。小山・前掲注(9)324頁を参照すると、訳語として「不正直な、誠意のない」という意味もあるが、重大な場合にしか検査役選任がなされないことを述べる文脈であるので、このように訳した。

(38) なお、会社が任意清算中であっても調査を免れることはできない（Birds et al, *supra note* 14, at 1012.）。なお、任意清算（voluntary liquidation / voluntary winding-up）は、社員総会決議に基づくものと債権者の申立てに基づくものがある（対義語である「裁判所による清算（winding up by the court）」の意味も含めて、鴻・北沢編・前掲注(12)1018頁参照）。

(39) 当該「一定の者」には、調査の結果正式に刑事訴追された者、一般的調査又は株式保有関係の調査（国務大臣の決定した範囲）のために検査役の選任申請をした者、そして検査役調査の報告書で言及されているあらゆる会社法人などが含まれる（ただし、会社法人そのものが申請者の場合や、当該申請がなくとも国務大臣が命令していたであろう場合を除く）（CA 1985, s 439）。See also Birds et al, *supra note* 14, at 1016.

(40) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 759, French, *supra note* 22, at 593, 602. この費用立替えの仕組みも検査役制度の一つの魅力であるようである（Boyle & Birds (10th ed.) *supra note* 18, at 679.）。

(41) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 753, Birds et al, *supra note* 14, at 1012.

ところで、上述のようにして選任されるイギリスの検査役に何らかの資格・欠格事由があるか否かに関しては、明確な規定や記載はみられず、日本検査役の場合同様⁽⁴²⁾はなはだ曖昧な部分が多い。資格・欠格事由とは別に、書籍には「(検査役の)調査は通常は独立した弁護士か、シニア・アカウンタントによって行われる⁽⁴³⁾」との記載がみられる。裁判例などを見ると、バリスタのうち QC (Queen's Counsel; 勅選弁護士)⁽⁴⁴⁾が検査役に選任されていることが殆どである⁽⁴⁵⁾。なお、速記者などを同伴させることも可能である⁽⁴⁶⁾。

3. 検査役による調査の範囲

(1) 「会社の業務」の範囲

まず調査の人的(法人も含む)範囲について述べる。イギリス検査役が質問できる者の範囲は極めて広い。調査対象会社が調査されるのはもちろんのこと、当該会社の子会社や支配会社、調査対象会社の支配会社の子会社、調査対象会社の子会社の支配会社に及ぶことが明記されている⁽⁴⁷⁾(CA 1985, s 433(1))。要するにグループ会社全体を調査できる規定となっている⁽⁴⁸⁾。グループ会社での不祥事において、会社毎に検査役選任をする手間を省く趣旨である⁽⁴⁹⁾。検査役の調査権との関連で解釈上問題となるのは、「会社の業務 (affairs of a company)」の範囲である。例えば、R v Board of Trade, ex p Martins Preserving 事件⁽⁵⁰⁾では、銀行借り入れの時に交わされた債務証書に基づいて、債権者たる銀行が債務

(42) 日本検査役の資格や欠格事由も規定からは直ちに分からない。書籍を見ると、性質上は会社または子会社の取締役、執行役、支配人その他の使用人、会計参与、監査役・会計監査人などはなれないと解されており、事実上は会社と特別な利害関係のない弁護士が選任されることが多いとの記載がある(落合誠一編『会社法コンメンタール8 機関[2]』121頁[久保田光昭執筆](商事法務, 2009))。

(43) Birds et al, *supra note* 14, at 1019. 同文献にも "lawyer" としか書かれていない。なお、シニア・アカウンタントの意義につき、堀内正博ほか編『バロンズ英文会計用語辞典』409-410頁(プログレス, 2008)参照。

(44) バリスタには QC とジュニアの二種類がある。要件ではないが、バリスタとして10年以上の経験を積み、ジュニアとして成功した者に大法官が申請により QC の称号を与える(吉川・前掲注(13)53頁参照)。QC の訳語(勅選弁護士)につき、小山・前掲注(9)903頁参照。

(45) 例えば、本文で詳しく取り上げる Pergamon Press 事件, Norwest Holst 事件, Mirror Group Newspapers 事件も全て QC が検査役に選任された事例である。

(46) Re Gaumont-British Picture Corporation Ltd [1940] 2 All ER 415.

(47) See also Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 753 n 43, French, *supra note* 22, at 598. なお、「どの会社が調査されるかは検査役が決定する」旨判示した事例も過去にはある(In Re Golden Chemical Products Ltd. [1976] Ch. 300.)。

(48) なお、一定の場合は海外の会社も調査できる(CA 1985, s 453; See Birds et al, *supra note* 14, at 1028.)

(49) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 755 n. 57. 坂本・前掲注(18)348頁にも(当時の版であるが)紹介されている。

(50) R v Board of Trade, ex p St Martins Preserving Co Ltd [1965] 1 Q.B. 603 QBD. 本件「管理人・管財人」が職務執行に一時当たっている場合は検査役調査がなされるべき「会社の業務」に当たるか否かが問題とされた。

者である会社の財産管理、業務執行を一時行う管理人・管財人を選任した事案である。この管理人らが会社の取締役会を再編し、新取締役会が保有する完全子会社の株を非常に安い値段で手放すこと等が取り決められるなどし、それを不審に思った会社が管理人らの職務執行につき商務省（当時）の任命した検査役（CA 1948, s 164, 165；当時の規定）による調査を経るべきことを特別決議で可決した⁽⁵¹⁾。商務省はかかる管財人の職務が「会社の業務」に当たらないとする解釈をとっていた。判決は、会社の経営が一時管理人・管財人によって運営されている場合であっても、「管理人・管財人⁽⁵²⁾ (manager) は『会社の信用、財産を保護する義務を負う』が、その限りにおいて『自身の職務』であると同時に『会社の業務』であることを妨げるものではなく」本条の調査の対象となると述べた。このように、文言上は一見会社業務と言えるか否かが明らかではない「管理人・管財人の業務」でも調査対象たりうることを裁判所は示しており、その範囲は広い。学説も概ね、「会社の業務」については広く解釈すべきとする方向で一致する⁽⁵³⁾。

(2) 調査対象外となる情報

次に物的範囲である。これに関しては我が国と同様、調査してはならない場所や物、媒体が指定されている訳ではない。CA 1985においては、法曹秘匿特権⁽⁵⁴⁾ (Legal professional Privilege) が課されている場合⁽⁵⁵⁾ (CA 1985, s 452(1))、銀行業務に基づく守秘義務が課されている場合 (CA 1985, s 452(1A)(1B))⁽⁵⁶⁾ で、一定の場合には情報や文書の開示・提出を強制されないこととされている⁽⁵⁷⁾。もっとも、守秘義務を調査の阻止の目的に用い

(51) 判決文でも引用されている当時の CA 1948, s 165(a)によれば、「会社の業務」を調査するために、会社が特別決議で会社業務がそのように調査されるべきだと決議すれば、商務省は検査役を選任する義務を負う。

(52) 「Receivership (倒産管財制) で receiver (財産保全管理人) が、単に収益の取立て・管轄だけでなく営業の継続について責任を負い、または監督の責めを負うときに、manager とよばれる。」(田中・前掲注(32)『英米法辞典』538頁)。一般的には「経営者」を指す単語であるが、この文脈では「管財人」であろう。

(53) Birds et al, *supra note* 14, at 1011, Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 753 n. 43.

(54) 「1) 法的助言者 (legal adviser) とその依頼人との間で法的助言を得るあるいは与える目的で提供された情報は、開示を強制されない情報 (confidential communication) として秘匿特権の対象となること；legal advice privilege ともいう 2) 法的助言者と第三者あるいは依頼人と第三者の間で提供された情報は、その唯一の目的が訴訟に関連して助言者が依頼人に助言するために利用するものである場合には、開示を強制されない情報として秘匿特権の対象となること；litigation privilege ともいう」(小山・前掲注(9)636頁引用)。

(55) この場合でも依頼者の名前と住所だけは例外的に開示義務がある (CA 1985, s 452(5))。

(56) 1989年会社法改正で、銀行業務に関して守秘義務の開示免除に対する例外を定める (1A) 項、またそのさらに例外として (1A) の適用免除を定める (1B) 項が挿入された (Birds et al, *supra note* 14, at 1027.)。

(57) French, *supra note* 22, at 596.

てはならない⁽⁵⁸⁾。適切だと思料した場合、国務大臣は報告の写しを会社の登記された事務所へ送付するほか、費用支払いの上で請求すれば、報告対象たる⁽⁵⁹⁾会社の社員、その他法人自体へ報告書が送付されうる。

4. 検査役調査の遂行

検査役は、後述する調査官同様、会社や CA 1985, s 433 に基づく調査対象会社の役員・代理人等 (CA 1985, s 434(1)) に対して、文書や情報の提出請求をし⁽⁶⁰⁾ (CA 1985, s 434(1)(a)), あらゆる者を召喚し (CA 1985, s 434(1)(b))⁽⁶¹⁾, また、過去または現在の執行役 (又は会社の代表者) に、合理的に提供可能な全ての協力を求める (CA 1985, s 434(1)(c)) などの権利を有する (なお、その他一定の者に対しても同様の請求が可能 (CA 1985, s 434(2)))。また、何人に対しても宣誓の上で調査を行う (CA 1985, s 434(3)) こともできる⁽⁶²⁾。何人も、検査役の要求に従わなかった場合、その質問に答えなかった場合は、検査役の裁判所に対する証明に基づき、裁判所侮辱罪⁽⁶³⁾の刑罰を科されうる⁽⁶⁴⁾ (CA 1985, s 436)。

検査役のコントロールに関しては、国務大臣によるものと、第三者の利益に基づくものとがある。前者に関しては、CA 2006 の段階で、国務大臣の検査役に対する命令権に関して、CA 1985 に規定を挿入する形で (CA 2006, Pt 32) 大幅な強化がなされた⁽⁶⁵⁾。具体的

(58) Birds et al, *supra* note 14, at 1027.

(59) 報告書でその行為が言及された者をさし、例えば監査役、最初に検査を申請した者、その他当該報告で扱われる内容に経済的利害を明らかに持つと思われる者などを含む (CA 1985, s 437(3), Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 757.)。

(60) Boyle & Birds (10th ed.) *supra* note 18, at 677.

(61) French, *supra* note 22, at 597, Boyle & Birds (10th ed.) *supra* note 18, at 677.

(62) 文書に対しての説明を求める請求も可能で、それは文書そのものにとどまらず、その作成のもの、出所、正確性、完全性などに対しても及ぶ (Attorney-General's Reference (No2 of 1998) [1999] BCC 590 CA. See also Boyle & Birds (10th ed.) *supra* note 18, at 674 n. 9.)。これに関しては、CA 2006で同条に7項と8項が加えられ、データの形で存在する文書の提出義務が明確化された (上田・前掲注(6)法政79巻3号303頁参照)。なお、取締役報酬が計算書類で開示されていない、会社機関としての取締役の義務違反を構成する作為・不作為に関連する資金であるなどの特定の条件下では、取締役・もと取締役ら、また、調査対象の他の会社に対して、その銀行預金口座に関する文書の提出を要求することも可能である (Boyle & Birds (10th ed.) *supra* note 18, at 677-678.)。

(63) 「裁判所の権威を傷つけまたは裁判所による司法の運営を害する行為。裁判所の命じたことが実行されるようにすることを目的とする間接強制の手段としての場合を civil contempt (民事的裁判所侮辱) といい、すでになされた行為に対する制裁のみを目的とする場合を criminal contempt (刑事的裁判所侮辱) という。制裁手段は、拘禁と制裁金である。… (以下略) …」(田中・前掲注(32)『英米法辞典』191頁)。

(64) 事前に裁判所は当該事件を調査し、証人の陳述を聴かなければならない (CA 1985, s 436(2), French, *supra* note 22, at 596.)。

(65) Birds et al, *supra* note 14, at 1008, Boyle & Birds (10th ed.) *supra* note 18, at 674.

に検査役は、調査対象、調査のために履践すべき手順、報告をするか否かなどの側面で国務大臣に従うべき制定法上の義務が課される⁽⁶⁶⁾ (CA 1985, s 446A, CA 2006, s 1035 (1))⁽⁶⁷⁾。さらに、国務大臣は、検査役調査の過程で刑事罰⁽⁶⁸⁾の対象となる事態が発覚し、適切な検察当局に付託された場合は、検査役調査自体を終結させる命令を出すこともできる (CA 1985, s 446B, CA 2006, s 1035(1))⁽⁶⁹⁾。一方、後者（第三者の利益）は主に調査される者の利益に関わる（後述）。検査役は、その証拠から自由な結論を推認することができる⁽⁷⁰⁾。「証人⁽⁷¹⁾ (witness)」は弁護士を同伴することは可能であるが、あくまで同伴だけであって、証人・弁護士ともに他の証人に反対質問をすることはできない⁽⁷²⁾。なお、現在の実務においては証人に対する質問の際に謄本が交付され、記載に誤りがあれば訂正する機会を与えられる⁽⁷³⁾。

なお、国務大臣の命令による非公式調査（詳細は後述）に関する規定の一部が検査役にも適用されるので、重要なものを説明する。会社等に対して、国務大臣（の選任した調査官）への帳簿・書類の提出を命じる CA 1985, s 447 に関連して、調査官は、①治安判事によって発行された搜索差押令状を得て強制調査する権限 (CA 1985, s 448)、②国務大臣の

(66) なお、国務大臣は検査役報告書の中で、(a)特定の事項に関する検査役の見解を含めるべきこと、(b)特定の事項についてのあらゆる言及を含まないこと、(c)報告が特定の書式、方法によって作成されるべきこと、(d)指定された日付で作成されるべきこと、等を明らかにするよう命ずることもできる (CA 1985, s 446A(3), French, *supra note* 22, at 599, Boyle & Birds (10th ed.) *supra note* 18, at 675.)。

(67) なお、際限なく広がり長引く調査が国庫にとっても負担となる点も指摘されており、国務大臣による拘束力のある命令等はそれに対処する側面もあるようである (Birds et al, *supra note* 14, at 1015.)。

(68) “criminal offence” の訳語である (See Bryan A. Garner et al, BLACK'S LAW DICTIONARY, at 1300 (11th ed. 2019).)。

(69) Birds et al, *supra note* 14, at 1020, Boyle & Birds (10th ed.) *supra note* 18, at 674.

(70) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 756, French, *supra note* 22, at 596. なお、原告会社が別の会社を買収するにあたり、検査役調査を受けた結果、当該調査結果に会社にとって不利な（原告会社の主張によれば名誉毀損的な）内容が含まれていたが、イギリス国内でそれに異議申し立ての機会がなかったことなどを理由として、英国政府を被告として欧州人権裁判所 (ECHR) に訴えた事件がある (Fayed v United Kingdom (App. no. 17101/90) [1994] ECHR 17101/90.)。なお、欧州人権条約の中には、民事における権利・義務の決定やその者への刑事訴訟の場面で、公平で公開された審理を受ける権利が規定されており (Art 6(1) of the European Convention on Human Rights), それへの違反が大きく争点とされた。欧州人権裁判所 (1994年9月の判決) は、検査役の活動が調査的なものであり、証人の権利や義務を決定する性質のものではない点を理由として、上記規定が検査役調査には適用されない旨を明らかにしていた。なお、同判決では、検査役が自由に報告をすることができることは公益的要請であることも確認されている。

(71) 本文では本来の辞書的な意味で訳した（なお、単語の意味として、法廷証人だけではなく法廷外での証言録取書による証言の提供者も含む；小山・前掲注(9)1211頁）。もっとも、（特に不祥事等が疑われる）検査役調査においては、インタビューを受けるなどしている被調査者（自然人）を意味することが多いと思われる。

(72) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 756.

(73) French, *supra note* 22, at 597.

授權を受け、職務遂行に資すると判断した場合は、令状なしに家宅搜索等をする権限 (CA 1985, s 453A) を持つ。このうち、②に関し、その主体は条文上「検査役又は調査官は」となっており、検査役にも同様の権限が行使可能であることが明らかにされている⁽⁷⁴⁾。

5. 検査役による報告

検査役は中間報告を作成することができ (国務大臣から命じられた場合は義務)、調査の締めくくりとして最終報告を作成しなければならない⁽⁷⁵⁾ (CA 1985, s 437(1))。裁判所の命令に基づく場合には、検査役の報告書の写しを裁判所に提出する義務も負う⁽⁷⁶⁾ (CA 1985, s 437(2))。Mirror Group Newspapers 事件判決 (後掲) の通り、調査自体は非公開で行われるが、当該報告書に関しては、国務大臣は印刷・公表することができる⁽⁷⁷⁾ (一般的にそうする) (CA 1985, s 437(3)(c))。なお、一定の事由があり国務大臣の主導によって検査役選任がされる場合 (前掲【2】の端緒; CA 1985, s 432(2)) 検査役任命時に報告書を公表しないという条件がある場合はこの限りではないとする規定 (CA 1985, s 432(2A)) があるが、これは1989年の会社法で挿入された⁽⁷⁸⁾。この例外は、公衆による圧力から国務大臣を保護する、任命された検査役に明確性 (検査役の努力によっては公表できないことが事前のルールで決まっている) を与えるなどのメリットがある⁽⁷⁹⁾。以上のようにして提出された検査役報告書は、国務大臣によって正本として認められることで、検査役の意見として証拠採用される (CA 1985, s 441)。実際には、国務大臣は単に検査役等の報告内容を機械的に受け取るのではなく、当該報告をもとに次なる手段を実行する⁽⁸⁰⁾。なお、会社解散命令に関するものであるが、国務大臣が会社解散の申立て (詳細は後述) をするに至った検査役の報告書に関しての真偽・正確性を裁判所は再度審査する義務を負わず、基本的に当該報告書に依拠することができる旨判示する事例がある⁽⁸¹⁾。

(74) 明確にこれを記載したものとして、酒巻ほか編・前掲注(14)271頁 [中村] 参照。なお、上田・前掲注(6)法政79巻3号306頁には「検査役は通常搜索差押許可状を携えた警察官を伴って抜き打ちで会社の本店等を訪れることにより、証拠隠滅・改竄の危険を可及的に排除しているようである」との記載も見られる。

(75) 国務大臣の命令に基づき、検査役は調査の過程で思ったことも伝えなければならない (CA 1985, s 437(1A))。French, *supra note* 22, at 598.

(76) French, *supra note* 22, at 599.

(77) French, *supra note* 22, at 599.

(78) French, *supra note* 22, at 599, Boyle & Birds (10th ed.) *supra note* 18, at 673, Birds et al, *supra note* 14, at 1012.

(79) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 757.

(80) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 760.

(81) See *In re Armvent Ltd* [1975] 3 All ER 441, *In re Allied Produce Co. Ltd.* [1967] 1 WLR 1469, *In re Travel & Holiday Clubs Ltd.* [1967] 1 WLR 71. See also Boyle & Birds (10th ed.) *supra note* 18, at 678.

実務では長い間、検査役による報告を公益的な要請であると捉えていたが、現在は BEIS が、当該報告書に基づいて生ずる他の法的手続の決了との兼ね合いで、報告書の完成が遅れることに対して慎重になっている⁽⁸²⁾。

6. 検査役調査の終結

上記以外の事由による調査の終結に関しても述べておこう。まず、刑事法違反等の場合の検査役調査終結命令（既述）⁽⁸³⁾（CA 1985, s 446B, CA 2006, s 1035(1)）がある。他に、検査役自身による辞任（CA 1985, s 446C(1), CA 2006, s 1036）、国務大臣による検査役任命の取消し⁽⁸⁴⁾（CA 1985, s 446C(2), CA 2006, s 1036）について規定されている⁽⁸⁵⁾。かかる検査役の辞任、任命取消しの他、死亡の場合（CA 1985, s 446D, CA 2006, s 1036）は調査継続のために国務大臣が別の検査役を任命することができ⁽⁸⁶⁾、（死亡の場合以外は）当該検査役から、それまでの情報（書面）を国務大臣か新しい検査役に提供すべきことを命ずることができる（CA 1985, s 446E, CA 2006, s 1037(1)）。

7. 検査役調査の性質と公平義務

以上、イギリス検査役制度の概要を説明してきたが、この制度はそもそもどのような性質を持っているのであろうか。これに関しては有名な判例があり、それらが手掛かりになる。

(1) Pergamon Press 事件⁽⁸⁷⁾⁽⁸⁸⁾

まず、検査役調査の性質について判示したリーディングケースである、1970年の Pergamon Press 事件判決を見てみよう。

（事案）1969年9月、商務省は CA1948, s 165(b) に基づいて、P 社の件を調査させるために検査役を選任し、それは公益上の要請もあり迅速に処理されねばならなかった。1969年6月に、アメリカの会社である L 社が P 社に対して TOB を仕掛け成功し、P 社の十分

(82) French, *supra note* 22, at 599.

(83) French, *supra note* 22, at 598.

(84) 規定上書面による通知が要求されるが、「十分な理由 (good cause)」に関する明示的な要求までは必要ないと解されている (Birds et al, *supra note* 14, at 1020.)。

(85) Boyle & Birds (10th ed.) *supra note* 18, at 675.

(86) 単に検査役が不在となったことをもって調査をやめることができないという趣旨の規定である (Birds et al, *supra note* 14, at 1020.)。

(87) Re Pergamon Press Ltd [1971] Ch. 388 CA, [1970] 3 All ER 535 (C. A.).

(88) 本稿では、判決の引用作法につき、田中英夫ほか『外国法の調べ方』79-81頁（東京大学出版会、2004）に従った。

な量の株式を保有するに至る。その後、1969年10月に、L社がP社の取締役RM (Robert Maxwell) らをP社の取締役会から除名しL社の者に変更し、同年11月に、P社株売却に関する詐欺などを理由としてアメリカの連邦法に基づいてRMらに対して2200万米ドルを請求する訴訟を開始した(以下「アメリカ訴訟」と呼ぶ)。RMら取締役は、本件検査役の中間報告がアメリカ訴訟においてRMらにとって不利に利用されないかという懸念を文書で検査役に表明していた。その中で、取締役らは調査の初めから、もし自身らへの訴訟が起こった場合に不都合な証拠の謄本を読むこと、自身らに対して使われた書証をみることに、証人への反対尋問をすることなどを確約するように要求していた。一方、検査役らは、1969年11月頃、このような主張をしている取締役らから非公式に証拠を聞き出すことを試みており、調査のあらゆる内容は報告書に反映されうるが、商務省が検査役報告書を公にする場合を除いては検査役・商務省間の秘密として扱われる旨を告げていた。また、検査役らは、取締役らが主張する証拠の謄本を求める主張に「同意できない」旨明確に述べたものの、どの報告書の中でも誰一人として説明を受ける機会無しに批判されないようにすること、関与させられた者が一般的な言葉によって訴訟(アメリカ訴訟のことを指す)に関することを伝えられること、検査役は関連する証拠・文書の趣旨を提供しうることを明らかにしていた。しかし、RMら取締役はこの程度の保証には満足せず、検査役から証拠を提供するよう要求を受けたのにそれを拒否した⁽⁸⁹⁾。そこで検査役らは、CA1948, s. 167(3)に従いその事実を裁判所に対して証明し、裁判所は取締役らの調査拒絶が正当化されない旨判示した。取締役らが上訴した。

(判旨)判旨⁽⁹⁰⁾はまず、検査役調査に(対象者は)協力義務がある点、また検査役調査にいわゆる「自然的正義⁽⁹¹⁾」は適用されず、それに伴う義務を検査役が負わない点を明らかにした。続けて判旨は「検査役は裁判所の法に基づかないという点はもちろん正しい。そ

(89) なお、ここでのRM氏の態度につき判決は特に言及している。彼はソリシタを伴って検査役のミーティングの場所に現れ、名前と住所のほか、彼が戦功十字勲章(Military Cross)の保持者であったこと、議会のメンバーであることを告げた。これに対して検査役の一人が「P社と最初に関係をもったのはいつですか?」という質問をしたが、RM氏は裁判所からの命令がない限りそれ以上の質問を拒否する旨述べた。

(90) イギリスの判例は日本とは違い、理由・各裁判官の意見ののち主文が書かれる。また、裁判官の意見が複数併記されるが、そのうち裁判所を代表する意見ではまず事実の要旨や下級審判決等の経過等が記される。そして、少数意見は主たる意見のあとに記される。ある裁判官が意見を述べた後に他の裁判官が同調する旨のみ述べれば前の裁判官の意見が法廷意見となるが、そうでない場合は各裁判官がそれぞれ意見を述べる形となり、裁判所を代表する意見がないという場合もある(以上、田中・前掲注⁽⁸⁸⁾『外国法の調べ方』58頁参照)。本文では、これに則り多数意見・法廷意見を「判旨」として紹介している。

(91) “natural justice”の訳語である。裁判の対する司法審査や行政決定の際に援用される指導原理であり、裁判官が偏見を持っていないことや公正な告知・聴聞が要求されるなどの派生原理を含むとされる(田中・前掲注⁽³²⁾『英米法辞典』577頁、小山・前掲注⁽⁹⁾733頁参照)。

の手続は司法的なものではない⁽⁹²⁾。…（中略）…また、それは準司法的なものではない、というのも、何も決定をせず、何も判決をしないからである⁽⁹³⁾。検査役は調査し報告するだけである。検査役は非公開で会議を行い、一般大衆をそこに参加させる権限を与えられていない。…（中略）…検査役はまた、一応有利な事件⁽⁹⁴⁾（*prima facie case*）であったとしても何も決定しない。」

「しかし、…（中略）…検査役は、広い範囲に影響を及ぼしうる報告書を作成せねばならない。検査役は、適切であると考えた場合は、名宛人に対して多くの負担を課す事実認定をすることができる。また、検査役は告発をし、他者を非難⁽⁹⁵⁾し、名声やキャリアを台無しにさせることもできてしまう。検査役の報告書は、法的手続へとつながりうる。それは個人を刑事訴追や民事訴訟へとさらしうる。それはまた、会社の解散ももたらしうるし、それ自体が会社解散の材料としても使われうる。

検査役が報告書を作成する前であっても、商務省に犯罪事実を示す傾向のある情報を知らせることとなる（CA 1967, s 41）。検査役が報告書を作成するとき、その会議体は会社に対して謄本を送付する義務を負い、またその裁量によって、適切だと考える場合には一般公衆に公開することもできる。検査役の職務や報告がそのような結果へと至ることを考えると、検査役が公平に活動しなければならないということは明らかである。これは検査役が司法的・準司法的ではなく、単に行政的であるにも関わらず、他の多くの法的主体と同様に、検査役に課される義務である。検査役は最適だと思う方法で情報を得ることが可能であるが、他者を非難・批判する前に、その者⁽⁹⁶⁾に言われたことに対する訂正・反論をするための公平な機会を与えなければならない⁽⁹⁷⁾。」

(92) なお、古い貴族院判決として、*Hearts of Oak Assurance Co Ltd v A-G* [1932] All ER Rep 732がある。これは、会社法以外の法律（1923年産業簡易生命保険法（*Industrial Assurance Act 1923 c8*））に基づく検査役選任の事案である。判決は、検査役性質の性質が少なくとも司法的なものではない点を確認している。なお、貴族院（*House of Lords*）とは、上院である貴族院のことで、2005年法施行後に連合王国最高裁判所（*Supreme Court of the United Kingdom*）に権限が移行されるまで最高裁判所としての機能を併せ持っていた（小山・前掲注(9)520頁）。

(93) 原文では“they decide nothing; they determine nothing”となっている。“decide”と“determine”とも多く用いられる辞書では両方「決定」という意味として載っている（例えば、小西友七ほか編『ジーニアス英和大辞典』572頁、601頁参照（大修館書店、2001））。もっとも、“determine”のほうには「終結させる、判決をする」という意味も含まれている（竹林滋『研究社 新英和大辞典 第6版』668頁（研究社、2002））。もとの判決文で「検査役機能は司法的・準司法的ではない」という文章の後にこれが来ている流れから、“determine”は本文の通り「判決」と訳することで“decide”との意味の違いを出すことが適当であると考えた。

(94) 「被告からの *motion for directed verdict*（指示評決の申立て）、*motion to dismiss*（訴え却下の申立て）を免れるだけの証拠を原告が提出している事件をいう。被告が自身の側の主張を立証することになる。」田中・前掲注(32)『英米法辞典』662頁引用。

(95) 原文は“condemn”となっているが、“condemn”が正しいのではないと思われる。

(96) 文脈からして被調査者（本稿では証人）を指すと思われる。

(97) なお、このプロセスは *Pergamon Press* 事件判決、*Maxwell v DTI* 事件判決（*Maxwell v De-
A*

以上の判示に続けて、裁判所は本件取締役らの行為を行き過ぎであると非難し⁽⁹⁸⁾、証人らに特権（名前が開示されない⁽⁹⁹⁾等）があること、検査役が証人を取り扱う場合の義務⁽¹⁰⁰⁾や、検査役の公平義務を再度確認⁽¹⁰¹⁾した上で、本件検査役は完璧に正しく職務執行をし、公平に活動しようとしていたことは明確であるという結論を採用し、質問に対して拒絶した取締役らを裁判所侮辱罪に処すべき旨判示した。

(2) Norwest Holst 事件⁽¹⁰²⁾

上記 Pergamon Press 事件判決を引用し検査役調査が行政権的なものであることを再確認した上で、新たに「検査役調査等を正当化すべき状況・証拠を当事者に開示する義務は負わない」という判示を付け加えたのが1978年の Norwest Holst 事件判決である。

（事案）申立人である、機械・建設業を営む N 会社の1976年年次報告によれば、普通株式の32%を取締役2名が主要メンバーを務める組合（consortium）が保有しており、2名はそれぞれ100万株以上を有していた。この会社の資本金は、先立つ1975年3月31日時点で220万£であり、N社は堅調に発展を続け、利益の記録を更新し続けていた。この会社の支払余力に問題が生じた点、株主が何らかの申立てを行った点、また、会社の事業に関する何らかの反対のコメントが新聞紙でなされた点などを示す証拠は全くなく、会計監査人による限定付の監査報告がなされたこともなかった。ただ、数カ月前に、ロンドンのテイクオーバー・パネル⁽¹⁰³⁾はこの2名の取締役によるN会社の買収を承認しなかったとい

partment of Trade and Industry [1974] QB 523) 等にちなんで “Maxwellisation” と呼ばれている (French, *supra note* 22, at 597.)。

(98) 本件において取締役らは文書の写しや反対尋問の機会なども求めていた。

(99) もっとも、判旨は「これは、証人の名前と証拠が永久に誰に対しても開示されないということまでは意味しない。それはしばしば、報告の目的（報告そのものではなく、他の証人にコメントを求めるために一般的な言葉で提示される方法でも）に用いられる。」と判示して、この特権が例外的ない絶対的なものには当たらないことを確認している。

(100) 該当部分の訳を掲載する。「…（前略）…検査役が権利行使に当たって、証人その他の影響を受ける者を保護するために、賢明な裁量を行使することも意味する。…（中略）…。検査役は、それにより影響を受ける当事者にそれを扱うことを可能とするための十分な情報を与えない限り、証人の証拠を不利に事実認定の基礎とするために用いてはならないことは自明であると解する。」

(101) 該当部分の訳を掲載する。「検査役は次のルール以外に縛られるべきではない；「検査役は公平であるべきだ」。これがなされれば、彼らは勇気と率直さをもって報告をすべきであり、それ以外にない。これは公益的な要請である。私が判断する限り、この報告書は絶対的な特権によって保護されているので、恐れる必要はない。」

(102) Norwest Holst Ltd v Secretary of State for Trade [1978] Ch 201.

(103) イギリスでは当時、公開買付けなど企業買収に関して、1968年に設立された「公開買付けおよび合併に関するパネル（Panel on Takeovers and Mergers）」が、自主規範としての「公開買付けおよび合併に関するシティ・コード（City Code on Takeovers and Mergers）」を通じて規制を行うという仕組みとなっていた（その後CA2006制定に伴う動きも含めて、田中庸介「英国の公開買付規制〔上〕」国際商事 Vol.39, No.5-680頁（2011）参照）。

うことがあった。1976年の11月、商務省はCA1967, s 109⁽¹⁰⁴⁾（当時）に基づいて選任した2名の官吏⁽¹⁰⁵⁾（officer）に対しての帳簿・書類の提出を会社に対しては求め、また、会社の秘書役・取締役は当該官吏に対して説明をするように、それぞれ求めた。また、1977年の3月には、商務省は会社事業について調査させるために検査役を任命し、CA 1948, s 165（当時）に基づいて会社事業を調査・報告するように求めた。これに対して、会社の取締役会は、①任命を正当化する根拠がない、②調査の前に商務省は検査役任命・調査を正当化する状況を開示し、依拠する証拠を示すべきである等と主張したが商務省側が拒絶するなどして争いとなった。原審では申立人の主張は認められなかったため、控訴された。

（判旨）控訴院のDenning判事はまず、上記Pergamon Press事件判決を引用し、「当裁判所によって、検査役はその調査の過程において公平に行動する義務を負っていることが判示された」という点を確認し、事案を確認した。その後、検査官吏・検査役調査の制度趣旨を次のように確認した。「公開会社が通常の株主の支配領域を超えたところで経営されていることがたまに起こる。株式の大部分は2-3人の株主の手にあり、これらの者が会社の業務を支配している。他の株主らは、殆どを知らず、殆ど知らされない。この者らは、もっともらしい年次報告を受け取るが、その大半はくずかごに投げ込まれる。毎年定時総会も開かれるが、それら株主は殆ど出席しない。全ての経営と支配は取締役の手中にある。彼らは『無限に居座り続ける独裁者（self-perpetuating oligarchy）』である。『誰が番人の番をするのだろうか？（Quis custodiet ipsos sustodes-Who will guard the guards themselves?）』。」

続けて、「調査が行われる事例が多くあるが、その調査は（司法的・準司法的なものではなく）、単に完全なる行政の問題としてのものである」として、事前通知、聴聞機会の

(104) これは、商務省がいつでも正当な理由を示せば、自らの指示する時と場所において、自らの支持する帳簿書類を会社に作成させることができるとする規定である（上田・前掲注(11)民商116巻1号58頁）。本文でも後に紹介するが、1967年会社法（CA 1967）より前は、申請が行われた場合にその旨の情報が被調査会社の取締役に送付される実務が定着しており、それが証拠隠滅等の機会を与えていたため、調査の実効性を高めるためにこのような改正が行われたものである（上田・同57-58頁参照）。

(105) 多くの場合“officer”とは、会社役員を指す（この訳例として、中島史雄『イギリス会社法における商務省の調査・検査権』茨城大学政経学会雑誌第27巻40頁（1970）など）。もっとも、ここで判決の原文は“On November 29, 1976, the Secretary of State appointed two officers of the Department of Trade to look into the company's documents.”となっており、ここでの“officer”は調査される会社役員側ではなく、調査をする行政権側の“officer”であることが明らかである。さらに、本判決の英文では全体として“inspector”と“officer”の単語が使い分けられており、inspector（1977年3月11日に選任とされている）とは別にofficerが選任（これは1976年の9月とされている）されていることも明らかである。よって、この“officer”とは役員ではなく、（検査役とは別に）帳簿書類の調査等のために商務省が選任した官吏のことであると思われる。なお、「官吏」の訳語については、小山・前掲注(9)774頁参照。

付与などが不必要であることを述べ、「自然的正義のルールは、そのような手続を経ない限り、また経ることが決定されるまでは適用されない」ことを再確認し、これが（大臣から会社への）帳簿書類の調査、検査役の任命・調査の双方について適用されることを示した。続けて、「大臣が誠実に⁽¹⁰⁶⁾ (in good faith) 行動する限り、目の前に持っている資料や調査の理由を開示する義務を負うものではない」「大臣が、それら情報を開示することが公的な利益に反するという根拠によって秘匿特権を主張することももっともだった。大臣が、何らかの命令を発出する前に目の前にある情報を開示せねばならない理由はない。それが秘匿特権により保護されていまいと、法律の規定がなかりと問題ではない。そのような問題は当該段階では出てこないはずである。」と判示し⁽¹⁰⁷⁾、「非行・・・を示す状況 (§ 165(b)(ii))」という条文上の要件を満たすことだけで足りる旨判示した。

(3) Mirror Group Newspapers 事件⁽¹⁰⁸⁾

この Mirror Group Newspaper 事件は、先述の Pergamon Press 事件とも関係が深い。本件の主たる争点は、守秘義務の問題、またそれに関連して、検査役への協力義務に限界があるのかという問題に関わっているが、その前提として検査役調査が行政権としての性質を有する点を確認している。

(事案) RM (Pergamon Press 事件に登場した RM) が1991年に死亡し、その「企業帝国」が崩壊後、RM の息子である KM (Kevin Maxwell) と KM が取締役を務める MGN 社 (Mirror Group Newspapers) が通商産業省から調査を受けたのがこの事件である。具体的に、公開会社である MGN をかつて支配していた RM は、数多くの私会社をも支配していた。RM の死後まもなく、RM やその複数の私会社が、銀行や他の金融会社からなされた相当多くの貸付の受取人⁽¹⁰⁹⁾ とされており、これら貸付金返還の担保として MGN の年金基金の一部を構成する資産が提供されていることが判明した。かかる事実の発覚と、貸付金返還のための資産がなかったことが世間で大騒ぎとなり、RM が支配していた

⁽¹⁰⁶⁾ 訳語につき、小山・前掲注(9)479頁参照。

⁽¹⁰⁷⁾ なお、本件においては、検査官吏の報告書、検査官吏に対して作成された帳簿書類とそれに対する検査官吏のコメント、検査官吏に対してなされた説明、また以上の帳簿、書類、説明の中で扱われた問題に関係する情報提供者から「任意に寄せられた情報」などが存在し、大臣は申立人に対する開示を拒否したが、その理由は、情報提供者の特定の可能性があり、それによって今後これらの者が情報提供をやめてしまう可能性があるからであったことが判決文の中で確認されている。

⁽¹⁰⁸⁾ Re an inquiry into Mirror Group Newspapers plc [1999] 2 All ER 641.

⁽¹⁰⁹⁾ 原文は "recipient" とされており「受容者」とか「受領者」という意味になる (小西ほか編・前掲注(93)1804頁)。判決文に現れた情報をもとにした推察になるが、MGN 名義で受けた貸付について、実際の資金を私会社等が受け取っていたという事案であり、利益相反的な違法行為が疑われていたものと思われる。

それら私会社の事業の大失敗、清算命令へとつながった。1992年6月8日、国務大臣は、当時 KM が取締役を務めていた MGN 社の業務を調査するために、検査役等を選任した (CA 1985, s 432, 442)。その調査は、K に対して別に係属する刑事手続の結論が出るまで保留された（なお、KM は後に無罪と確定した）。そうしている間に、それら刑事手続の一部のトライアルにおいて、KM が反対尋問され、また他の制定法上の手続によって質問されたのは61日間にも及んだ⁽¹¹⁰⁾。なお、KM に対して係属していた刑事手続と、検査役調査の対象事実はかなりの範囲で重なっていた。検査役は KM に対しても調査を行ったが、弁護士はつけられなかった。判決文でも指摘されている通り、(刑事手続とは異なり) 検査役による会社法上の調査を受ける者に弁護士を付けさせる義務はない⁽¹¹¹⁾。検査役らはまた、質問の過程で KM に提示された情報に関して開示しないという法的な約束（守秘義務の合意⁽¹¹²⁾ という）にサインするように求めたが、KM は検査役らの質問に対しても、守秘義務の合意の締結に関しても弁護士がないこと等を理由として始終協力的ではなかった⁽¹¹³⁾。KM はまた、検査役らの調査過程が不公平かつ不合理（特に KM が法的な代理人⁽¹¹⁴⁾ を有していないから）である点、また特に、Scott V-C（別訴の裁判官）によってなされた、KM の反論が大幅に正当化されたはずである以前の尋問に既に含まれる事項に関して本件調査で長時間かけて質問しようとした点などにつき反対した。

（判旨）裁判官はまず「守秘義務」論点との関係で、前記 Pergamon 事件判決の「（筆者注；検査役の）・・・手続きは司法的なものではない・・・準司法的なものですらない、というも、何も決定をせず、何も判決をしないからである。検査役は調査し報告するだけ

(110) 判決によれば、1995年までに検査役は171名もの者に質問、その他の者105名から文書での証拠を得た上で、44もの銀行・金融機関からも情報を得た。国務大臣へ提出された報告書は270頁にも及ぶ。

(111) KM は検査役調査の場合も弁護士を依頼するための資金を供給するように検査役・DTI にかけあった。KM は刑事手続において答えた内容と、検査役調査の質問への回答が KM の不注意などにより食い違うことを恐れていたようである。これに対して検査役はそのような資金を有していないので、DTI に直接要求するように指示し、KM はそうしたが DTI は KM の要求を却下している。

(112) 1998年2月6日付で検査役から KM に送付された通知書に、概略以下のような守秘義務の内容が書かれている。①調査に関する秘密情報を開示しない限り、調査とその中の KM の役割に関して法的な、又はその他のアドバイスを受けること、他者から必要な文書を得ること、他者から情報を得ることは、この調査の性質が秘密だからといって禁じられるわけではない。②もっとも、調査の秘密性のために、この調査に関するあらゆる事項を、法的な、又はその他のアドバイザー以外で、いかなる第三者にも開示（又は、かかる事項につき、書面であろうと口頭であろうとあらゆるコミュニケーション手段において言及することも）してはならない。

(113) 途中に守秘義務の合意自体も修正され、守秘義務の合意を結ぶよう、検査役は繰り返し KM に働きかけているが、KM は一貫してこれを拒み続けている。理由は多々主張されているが最も中心的な理由は、弁護士依頼権が保障されていないことである。KM は弁護士なしでこの調査に応じることで、記憶違い・不正確なことを話してしまう点、また何より自身の検査役に対する発言が重大な民事訴訟や刑罰につながる点を危惧していたようである。

(114) 原文は "legal representation" であるが、弁護士のことを指すと思われる。

である。」の箇所を引用し、「彼⁽¹¹⁵⁾は続けて、検査役に下された唯一の手続的義務は、検査役は『公平に活動しなければならない』であると判示した」と述べた。

守秘義務（秘密情報の取扱い）に関連しては、検査役がそのやりとり等を公表してはならない点を、先例⁽¹¹⁶⁾を引用して確認した。また同時に、検査役に対して上記以外の制約が課されていないこと⁽¹¹⁷⁾、より大きな公益上の要請がある場合には守秘義務の課された情報も伝達されうること⁽¹¹⁸⁾、その場合、検査役は当該情報が秘密扱いの性質のものであることを通知するのみで足りる⁽¹¹⁹⁾ということを判示した。

調査方法の不正性などを KM 側が争っていた点に関して、以下のように判示した。

「KM のような者の、会社法上の検査役によって提示された関連する質問に答える制定法上の義務がこの問題の出発点となる。Part14 の検査役の目的は、会社業務における不法や不正が発生したことを示唆する根拠がある場合において、何が起こったかを発見することにある。国務大臣がそれに対して、（もしあるとすれば）何をすればよいかを決定できるようにするために、知ることが必要となる。Pergamon Press 事件判決で Denning 判事が指摘した通り、検査役は何をなすべきかを決定するためにそこにいるのではない；その機能は糾問的である；検査役は何が起こったかを知るためにそこにいる。検査役がそのようにできるのは公益のためである。よって、問題となっている事件について何らかのことを知っている者は全て、その質問に答えなければならない。この重要性は明確かつ強固なものである。

にもかかわらず、これら制定法上の義務が課されたものが提供すべき協力は無制限である。彼らは「合理的に提供可能な」協力をする義務を負う。この「合理的に」という言葉がその者らの義務の範囲を制限する。別の言い方をすると、質問への準備その他の側面において、証人が消費せねばならない時間であろうと、負わなければならない費用であろうと、不合理な要求はすることができない。

(115) Pergamon Press 事件判決の引用のくだりなので、ここでの "He" は Pergamon Press 事件で当該判決を示した判事を指すと思われる。

(116) Hearts of Oak Assurance Co Ltd v A-G [1932] All ER Rep 732. 貴族院判決は、①検査役はその調査を公然と行う権限を与えられていないこと、②①は必ずしも検査役の義務履行にとって合理的に必要な者の同伴を妨げないこと、③検査役は調査やその権限行使の過程で得た情報を公にしてはならず、当該情報はその調査や報告の目的以外では利用してはならないこと、などについて判示した。なお、当時は1929年会社法135条（CA 1929, s 135）に商務省による検査役任命の規定があり、本件で問題となった法律とは異なるものの両者に類似性があることが Mirror Group Newspaper 事件判決の中で指摘されている。

(117) Crossman J in Re Gaumont-British Picture Corp Ltd [1940] 2 All ER 415.

(118) Soden v Burns [1996] 3 All ER 967.

(119) 調査の過程で当該文書・情報を提示するたびに、提示された者との間で守秘義務契約を結ぶ必要がない、という意味である。

検査役の前に召喚された者らがその協力に対して報いられないこと、また多くの場合、おそらくいつも、必要とされた協力を提供するために、生計を立てるための通常の仕事を休まなければならないということを、検査役は覚えておくべきである。いくつかのケースでは、自分の前に召喚された者が何らかの失当行為を調査対象の会社を通して行っていると信ずる理由がある場合もあるかもしれない。そのような状況は、個人に類似の疑いがないことが合理的だと思われる場合よりも多くの負担付の要求を正当化するものではないと判断する。…（中略）…その者が、絶対的な意味において提供可能な協力が、提供することが合理的な協力であるか否かを決するためには、ありとあらゆる状況が考慮に入れられなければならない。しかし、全ての状況下で、その者に合理的に提供可能なものを超えた要求がなされたならば、その者が協力しなかったことは制定法上の義務違反とはならず、裁判所侮辱罪と扱われてはならない。」

以上の判示に基づき判決は、検査役が KM 氏に対してその負担を軽減する努力をしなければならなかったことを認めつつも、それを前提に KM 氏がなお質問等に拒絶したことに関しては、結論として CA 1985, s 434 違反となる点を認めた。もっとも、裁判所侮辱罪に処する命令（CA 1985, s 436）はなされなかった。

（4） 三つの判決に対する検討

前記 Pergamon Press 事件判決が示した通り、この調査の目的は法的権利の確定よりも事実の立証にあるが、その調査の性質は司法的というより行政的な性質を持つ⁽¹²⁰⁾。それゆえ、検査役は「自然的正義」の要求に完全に従う必要がない⁽¹²¹⁾。刑事手続との関連性も問題とされており、Pergamon Press 事件判決は別の観点から「検査役の公平義務⁽¹²²⁾」を導き出していた。Norwest Holst 事件判決はその内容を引用した上でさらに「調査に関する情報を開示する義務はない」という判示を確認的に付け加えた。この調査権の背後には行政権が控えており、調査の結果不祥事が明らかになった場合、行政権の裁量に基づいて様々な（一部強制力を持った）手段をとることができる（詳細は後述）。もっとも、国務大臣がその権限の範囲内で、かつ誠実に行動する限りは、検査役を選任する決定について争うことはできない上に、刑事手続にも関連するマターについても調査させることができ

(120) Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 756, French, *supra* note 22, at 596. よって、司法・準司法的な観点から検査役らが行った行動を基本的に審査しないという考え方が導き出される (Dine et al, *supra* note 29, at 238.)。ただし、帳簿・書類等の提出義務が過度に広範囲であるわけではない (R v Secretary of State for Trade, ex parte Perestrello [1981] QB 19)。

(121) Boyle & Birds (10th ed.) *supra* note 18, at 673.

(122) Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 756, Boyle & Birds (10th ed.) *supra* note 18, at 675.

る⁽¹²³⁾。その性質は「糾問的 (inquisitorial)」だと形容されることさえある⁽¹²⁴⁾。これに関連して、Mirror Group Newspapers 事件判決は上記二つの判決を念頭に置き、さらに「合理的に提供可能な」協力に関して証人の利益を考慮した諸事情の総合考慮が必要であることと、検査役が証人の負担を減らすための努力義務を負うことを明らかにし、バランスを取ろうとしているようにも見受けられる。

III 国務大臣の命令に基づく調査官による非公式調査の制度

1. 非公式調査の概要

一方で、国務大臣自身の命令に基づいて行われる非公式調査の制度も存在する。これに関連して、会社の実質株主・支配に関する調査権 (CA 1985, s 442)⁽¹²⁵⁾ など、会社支配権に関する調査の制度⁽¹²⁶⁾ も存在するが、本稿では主に不祥事が疑われる等の場合の調査に関する制度を取り上げる。もともと、国務大臣の権限は外部の検査役等を任命するだけであり⁽¹²⁷⁾、そのため強い必要性のあるケースでない限り、検査役の選任に積極的ではなかった⁽¹²⁸⁾。もっとも、当時の仕組みでは、検査役選任の公表により会社がレピュテーションという側面で不利益・大きな影響を受けるとともに⁽¹²⁹⁾、会社側に（正しい行動をとる機会を

⁽¹²³⁾ Boyle & Birds (10th ed.) *supra* note 18, at 673.

⁽¹²⁴⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 756. See a Re an inquiry into Mirror Group Newspapers plc [1999] 2 All ER 641.

⁽¹²⁵⁾ この制度は、主に株式公開買付けの標的となることを回避させること、また市場の透明性向上などの理由から、1948年会社法において新設された（上田・前掲注(6)法政79巻3号305(97)頁）。これに関する詳細な先行研究として、山田尚武「実質株主の開示制度〔上〕イギリス会社法における実質株主の開示制度を参考にして―」商事1797号32頁以下（2007）、同「実質株主の開示制度〔下〕―イギリス会社法における実質株主の開示制度を参考にして―」商事1800号44頁（2007）。田邊・前掲注(8)25頁も参照。

⁽¹²⁶⁾ 当該制度の概要につき、酒巻ほか編・前掲注(4)271頁以下〔中村〕参照。See also Boyle & Birds (10th ed.) *supra* note 18, at 680-682, Victor Joffe et al, MINORITY SHAREHOLDER-LAW, PRACTICE, AND PROCEDURE-, at 224-232(2018).

⁽¹²⁷⁾ 重大なケースでは勅選弁護士 (QC) や上席会計士 (leading accountant ; 訳語につき、上田・前掲注(6)法政79巻3号299(91)頁参照) によって行われていた (Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 748, See also Birds et al, *supra* note 14, at 1019.)。

⁽¹²⁸⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 747, なお、そのようなケースでは、通常は検査役調査に先立って、取締役会は秘密の会話を自主的に開示することが当時も多くもあったようで、同時に証拠の隠滅や捏造機会に対して十分な警告機能も営んでいた模様である (*id.* at 747.)。検査役調査が重大なケースでしか行われぬ点は、現在も大きくは変わってはいないようである (Worthington, *supra* note 10, at 770-771.)。

⁽¹²⁹⁾ Boyle & Birds (10th ed.) *supra* note 18, at 673 (例えば株価低下の不利益を与える旨記載がある)。なお、田邊・前掲注(8)5-6頁、10頁には、本文で述べた事情から、国務大臣は事前に取締役会にアナウンスを行って、必要性が高いかどうかを判断していた点が記載されている。その他、上田・前掲注(6)法政79巻3号299(91)頁、坂本・前掲注(8)357(80)頁参照。現在の検査役の仕組みでも会社のレピュテーションに影響を与えないことはない (Dine et al, *supra* note 29, at 238.)。

与える場合もあるが）証拠隠滅の機会を与えるという弊害ともなっていた⁽¹³⁰⁾。そのため、ジェンキンス委員会の勧告に従って、1967年に国務大臣は調査開始の最初的手段として、帳簿・書類（books and papers）の作成・提出⁽¹³¹⁾を要求することができるようになった（CA 1967, s 109（現 CA 1985, s 447））⁽¹³²⁾⁽¹³³⁾。なお、この調査は事前に正当な証拠を国務大臣が確認することで、より非公式の形で行うことも可能である⁽¹³⁴⁾。非公式調査、または秘密調査と呼ばれ、最も一般的に利用される調査方法とまでは言い難いが、会社調査が実際に行われる場合に第一に検討される方法であることは疑いがない⁽¹³⁵⁾⁽¹³⁶⁾。正式な検査役調査の代替として⁽¹³⁷⁾、また、CA 1985, s 432(2)の正式の調査（前述）を行うかどうかを判断する一つ目の手段として利用されうる⁽¹³⁸⁾。なお、書籍には、調査官による非公式調査のおよそ4分の3の原因を⁽¹³⁹⁾詐欺的な取引（CA 2006, s 993に基づいて刑事訴追されうる）が占

(130) 田邊・前掲注(8)6頁、上田・前掲注(6)法政79巻3号299(91)頁、坂本・前掲注(8)356(81)頁。なお、検査役調査の必要な事件の多くは重大事案であるので、調査に年数がかかり、調査結果が判明した時点では既に是正措置の機会を逸していることも多い（酒巻ほか編・前掲注(4)267頁〔中村〕参照）。

(131) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 749. 原文の“produce”という単語の辞書上の意味として「作成」「提出・提供」のどちらでも意味は通じる。先行研究では、上田・前掲注(1)民商116巻1号58頁が「作成」の用語を用いるものの、イギリス会社法研究会『イギリス会社法一解説と条文一』747頁（成文堂, 2017）はCA 1985, s 447に関する訳として“produce”を「提出」とする（なお、法律の文言では“produce”と“provide”が使い分けられており、イギリス会社法研究会・同747では“provide”を「提供」と訳している）。

(132) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 748, Worthington, *supra note* 10, at 771. これがCA 1985, s 447の前身となっている（上田・前掲注(6)法政79巻3号299(91)頁）。

(133) 上田・前掲注(1)民商116巻1号50-51頁には「当初は少数株主保護の目的のもとに株主の申請に基づいて商務省が検査役を選任するという法的枠組みとして創設されたこの制度（筆者注；イギリス検査役）が、むしろ検査役の選任を経ることなく商務省や通産大臣などが自らの裁量でもってまっぴら公益の見地から大規模公開会社の不正を暴き、被害者への救済へと変質してきた過程」という記載があり、これを明らかにするのが同論文の主題でもある。これに関して、上田教授は同じ論文の中で、この1967年の会社法改正がターニングポイントである旨指摘している（上田・同58頁）。

(134) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 748, Boyle & Birds (10th ed.) *supra note* 18, at 674.

(135) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 748. 英語で書かれた本文には、“this power”という表現がなされており、「検査役調査全体」「非公式・秘密調査」のどちらのことを指しているか解釈の余地があるが、文脈から後者のことだと解釈した。

(136) 検査役が正式に任命されることはまれだが、非公式の情報調査は常時年間150件前後ということである（Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 748 n. 9.）。他の文献では、2017～2018年度にISによる調査が160件実行されたとの記載がある（Davies (Introduction 3rd ed.), *supra note* 22, at 297）。文献によっては、BEIS省による調査の大多数をこの非公式調査が占める旨記載するものもある（Boyle & Birds (10th ed.) *supra note* 18, at 674.）。

(137) Birds et al, *supra note* 14, at 1022.

(138) Worthington, *supra note* 10, at 771. 実際には、その後訴訟をしない、会社と非公式にその後のフォローアップを検討する、その後正式な法的手続を踏む、などの決定がなされることも多く、検査役調査の準備段階以上の意味があるという指摘もある（Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 752.）。なお、正式な検査役調査とこの非公式調査を対比的にとらえる見解として、上田・前掲注(6)法政79巻3号299(91)頁。

(139) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 752.

めると記載されている。また、正式な検査役の調査は数年かかるところ、この調査官による調査は3ヶ月程度で終わるとされる⁽¹⁴⁰⁾。これ自体は秘密裏に行われる事実調査の方法だが、(後述の通り)他の規制当局に情報を渡すことも一定の場合可能であり、その意味で開示のための体制ともいえる⁽¹⁴¹⁾。

2. 非公式調査の概要

まず非公式調査の人的範囲やそれに付随する手続を説明する。国務大臣は(正確には Insolvency Service⁽¹⁴²⁾の調査官⁽¹⁴³⁾(investigator)に権限を付与して)、命令により特定された文書や情報を作成・提出するように要求することができる(CA 1985, s 447)⁽¹⁴⁴⁾。事前警告なしに命を受けた役人が会社の登記された事務所に到着できるようになっており(CA 1985, s 448)、文書の隠滅や改ざんのリスクを回避しながら要求を強制する仕組みとなっている⁽¹⁴⁵⁾。国務大臣が直接命令する権限は「会社」に対するものに制限される一方(CA 1985, s 447(2))、調査官は同様の要求を「その他の者」に対しても強制する権限を与えられている(CA 1985, s 447(3))⁽¹⁴⁶⁾。上記「その他の者」への要求とは、例えば会社の執行役や従業員などに対して、特定の文書に関する説明請求も可能だということを示し⁽¹⁴⁷⁾、もし提出義務を果たせない場合にはその文書がどこにあるか知っていることを全て話さなければならない⁽¹⁴⁸⁾。なお、2004年に「特定の文書に関する回答を探す範囲内で」という制限を撤廃し、関連する情報を要求することができるようにすることで、権限が強化・拡大された⁽¹⁴⁹⁾。なお、守秘義務違反に対する責任が排除される仕組みとなっており、それによっ

(140) Birds et al, *supra note* 14, at 1022.

(141) Boyle & Birds (10th ed.) *supra note* 18, at 673.

(142) 省内の執行部門の一つである。以前は「会社調査部(Company Investigation Branch)」が調査を担っていた(Birds et al, *supra note* 14, at 1022.)が、2006年に Insolvency Service(破産サービス)へ移管された(田邊・前掲注(8)30頁)。実際には Insolvency Service 内の「会社調査チーム」(Company Investigation Team)が調査を行う(酒巻ほか編・前掲注(14)267頁[中村]参照)。

(143) 訳語につき、小山・前掲注(9)579頁参照。なお、坂本・前掲注(8)358(79)頁は「調査者」と訳す。

(144) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 749, Worthington, *supra note* 10, at 771. 上田・前掲注(6)法政79巻3号299(91)頁。

(145) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 749.

(146) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 749.

(147) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 749. 説明請求権は1967年改正会社法で設けられ、1985年会社法477条へ承継されている(上田・前掲注(6)法政79巻3号300(92)頁)。なお、その内容は、本文・文書やその中身の説明だけではなく、作成日、著作者、出所、正確性、完全性、意図された目的、用途、その文書や中身に関しての重要性、また実際の利用法も含み、さらに、文書と他の証拠との矛盾点の説明までもカバーする(In Re Attorney General's Reference (No 2 of 1998) [2000] QB 412, CA, see also Worthington, *supra note* 10, at 777.)。

(148) Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 749, Worthington, *supra note* 10, at 771.

(149) Birds et al, *supra note* 14, at 1022. See also Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004, Sch 2.

てより個人や会社が調査に協力的になることも期待されている⁽¹⁵⁰⁾。

次に、物的範囲である。先述の検査役検査同様、法曹秘匿特権（Legal professional Privilege）（CA 1985, s 452(2)）、銀行業務に基づく守秘義務が課されている場合⁽¹⁵¹⁾（CA 1985, s 452(3)(4)）で、一定の場合には情報や文書の開示・提出を強制されないこととされているが、守秘義務を調査の阻止の目的に用いてはならない⁽¹⁵²⁾。

3. 非公式調査の遂行

調査のためには会社に行かねばならないが、会社の敷地に対して権限が及ばない可能性があるというリスクがあった⁽¹⁵³⁾。そこで、CA 1985は調査官に立ち入りと捜索に関する強制力のある権限を付与した（CA 1985, s 448(1)）。それは、いずれかの土地に文書が存在するという国务大臣の（口頭の）情報に基づき、治安判事⁽¹⁵⁴⁾が令状（warrant）を発布できるというものである（なお、捜索差押令状（search warrant）は最初に文書を提出する命令が必要である）（CA 1985, s 448(1)⁽¹⁵⁵⁾）。もっとも、これは前述の通り、会社が文書提出の警告⁽¹⁵⁶⁾を受けた際にそれを（たとえ犯罪行為だとわかっている）隠滅等するリスクがある⁽¹⁵⁷⁾。それゆえに、1989年の改正において、治安判事によって令状が発布されるためのさらなる規定が追加され、次の三つの事情があるときも令状発布が可能となった⁽¹⁵⁸⁾。

⁽¹⁵⁰⁾ Boyle & Birds (10th ed.) *supra* note 18, at 675.

⁽¹⁵¹⁾ 1989年の会社法改正で、銀行業務に関して守秘義務の開示免除に対する例外を定める（1A）項、またそのさらに例外として（1A）の適用免除を定める（1B）項が挿入された（Birds et al, *supra* note 14, at 1027.）。なお、検査役調査の事例ではないが、1923年の控訴院判決で、銀行業務の預金などに関する情報の守秘義務は契約ではなく法律に基づいているが絶対的なものではなく、秘密保護の要請を上回る事情がある場合には開示対象となる旨判示したものがあり、当該判決では開示される場合とその範囲について具体的に示されている（*Tournier v National Provincial and Union Bank of England, Ltd* [1923] All ER Rep 550）。上記会社法の規定は、この考え方に整合的である（Birds et al, *supra* note 14, at 1027.）。

⁽¹⁵²⁾ Birds et al, *supra* note 14, at 1027.

⁽¹⁵³⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 750.

⁽¹⁵⁴⁾ Justice of the Peace の訳で、「治安維持・民刑事の小事件の裁判、英国では重大刑事訴訟の予備審問などを行なう地方判事であるが、英米間で、また米国では州ごとに権限を異にしている；かつては長く通常地方の名望家で無給の名譽職であって、英米独特の司法・行政機構；略 JP, J.P.」とある（小山・前掲注(9)607頁）。別の英国法の大辞典には、宣誓を行う、結婚の儀式を執り行うなど、民事的に決まった職務を執行する権限も有することにつき言及がある（Garner et al, *supra* note 68, at 1035）。なお、「magistrate」と表記する文献もある（Birds et al, *supra* note 14, at 1023.）。

⁽¹⁵⁵⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 751. 上田・前掲注(6)法政79巻3号306(98)頁参照。

⁽¹⁵⁶⁾ 1989年改正前の会社法では、主務大臣等がいったん会社を訪れて事実を掴む必要があった。この点からも、証拠隠滅・改ざんの機会を与えてしまう（上田・前掲注(6)法政79巻3号310(102)頁注(32)）。

⁽¹⁵⁷⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 751.

⁽¹⁵⁸⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 751.

- 一定の正式起訴可能 (indictable) な犯罪があり、当該犯罪が侵されたか否かに関連する文書が当該敷地内にあることを信ずる合理的理由があること (CA 1985, s 448(2)(a))。
- 国務大臣 (によって選任された者) は、CA 1985に基づいて文書の提出を要求することができること (CA 1985, s 448(2)(b))。
- 文書の提出が要求された場合、当該文書が会社の敷地から移動され、隠匿され、改ざんされ、または滅失させられたことを信ずる合理的理由があること (CA 1985, s 448(2)(c))。

なお、この調査のために、守秘義務等によって保護される情報を国務大臣に対して開示せざるを得なくなった場合には責任を免除する旨規定されている⁽¹⁵⁹⁾ (CA 1985, s 448A)。1989年改正で加わったかかる変更は、調査官の権限を増強させたものの、可能性があるというだけでは、多くのケースでは要件を充足しなかった⁽¹⁶⁰⁾。

そのため、調査官が治安判事の令状やその他負担付の条件なしに会社の敷地に入ることができる権限が導入された⁽¹⁶¹⁾。会社法上の要件は、国務大臣の授権 (CA 1985, s 453A(1)(a))と、調査官が職務遂行に資すると判断すること (CA 1985, s 453A(1)(b))である⁽¹⁶²⁾。この場合は、帳簿・書類の検索・押収等を行うことはできないが、文書・情報提出が要求されている者に関連する者へ調査官がアクセスすることはでき、これによって、事実上帳簿等の作成義務者に対して圧力をかける効果が期待されている⁽¹⁶³⁾。調査官は当該権限を「(全部または一部が) 会社の事業目的のために利用されていると信じる」、関連する敷地⁽¹⁶⁴⁾に対して行使可能であり (CA 1985, s 453A(2)(a), (3))⁽¹⁶⁵⁾、範囲は広い。一旦会社の敷地に入ったら、その権能を果たすのに必要と考えられる時間留まることができ (CA

⁽¹⁵⁹⁾ Birds et al, *supra* note 14, at 1024. 国務大臣の調査権の機能を促進するための規定であるが、実際にこれは内部告発のための規定でもあるとされる (*id.* at 1024.) もっとも、弁護士や銀行業者にはこれが適用されない場合がある (CA 1985, s 448A(4), see *id.* at 1024.)

⁽¹⁶⁰⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 751. そのため、(例えなのか実際の事例なのかは分からないが) 任命された調査官が搜索令状を得ることができず、ドアの前に立ったままになってしまうという弊害が記載されている (*id.* at 751.)。

⁽¹⁶¹⁾ 2004年会社 (監査・調査・共同企業) 法 (Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004) によって初めて導入されたものである (Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 751, Boyle & Birds (10th ed.) *supra* note 18, at 673. 上田・前掲注(6)法政79巻3号306(98)頁)。なお、そのような権限があっても、調査官が会社敷地に立ち入る旨要求することは差し支えない (Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 751.)。

⁽¹⁶²⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 751. 上田・前掲注(6)法政79巻3号306(98)頁。

⁽¹⁶³⁾ 上田・前掲注(6)法政79巻3号307(99)頁, Boyle & Birds (10th ed.) *supra* note 18, at 675, Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 751.

⁽¹⁶⁴⁾ 例えば、事業目的で自宅の部屋が設計されている場合に、その部屋も含まれる (Birds et al, *supra* note 14, at 1029.)。

⁽¹⁶⁵⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 751 n. 30.

1985, s 453A(2)(b)), 調査官が適切だと考える同伴者を伴うこと (CA 1985, s 453A(4)), 調査官が文書提出・情報の請求に関連すると思料する者と接触すること等も可能である⁽¹⁶⁶⁾。なお、その他の手続規制として、調査官・同行者の身分証⁽¹⁶⁷⁾と権限付与の証拠の呈示 (CA 1985, s 453B(3)), また調査官の権限や調査対象の敷地内にいる者の権利・義務に関する書面の交付 (CA 1985, s 453B(4)), 検査役・調査官が訪れた諸記録の証人への引渡し (CA 1985, s 453B(6)-(9)) などがある。

これら規定に違反した場合はどうなるのであろうか。第一に、調査官等の立ち入りに対する妨害は、罰金の対象となる (CA 1985, s 453A(5)-(5A))。第二に、上述の文書提出義務等に関する規定の不遵守は、国务大臣又は調査官により裁判所に対して証明⁽¹⁶⁸⁾される (CA 1985, s 453C(2))⁽¹⁶⁹⁾。その上で、一旦 (会社敷地へ) 入った調査官への協力義務懈怠、調査官の命令不遵守など関連する規定に従わなかった場合などは、(証人・被告の尋問の後) その不遵守に合理的理由⁽¹⁷⁰⁾ (reasonable excuse) がないと裁判所が判断した場合には、裁判所侮辱罪の対象となりうる (CA 1985, s 434, s 453C(1))⁽¹⁷¹⁾⁽¹⁷²⁾。第三に、関連する文書を破棄、切断、偽造 (およびそれら目的での隠匿) した場合 (CA 1985, s 450(1)), 詐欺的にこれら文書を改変、省略したりした場合も刑事罰の対象となる (CA 1985, s 450(2))⁽¹⁷³⁾。また、提供された情報が虚偽であった場合 (過失による場合も)、懲役または罰金・過料の刑事罰となりえ⁽¹⁷⁴⁾、偽造に関して利害関係を有する執行役や会社そのものも同様である (CA 1985, s 451)⁽¹⁷⁵⁾。このように、CA 1985, s 447等の調査を迷わせる行為を避けるために罰則を科して対策をしている⁽¹⁷⁶⁾。

⁽¹⁶⁶⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 751.

⁽¹⁶⁷⁾ 身分証の携行は特に重要な保護手段とされている (Birds et al, *supra note* 14, at 1029.)。

⁽¹⁶⁸⁾ 訳語に関しては、小山・前掲注(9)151頁参照。ほかに「認証」「確認」という意味もあるが、文脈から「証明」とであると判断した。なお、上田・前掲注(6)法政79巻3号303(96)頁も「証明」とする。

⁽¹⁶⁹⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 749.

⁽¹⁷⁰⁾ 被告人側が立証責任を負う (Birds et al, *supra note* 14, at 1030.)。

⁽¹⁷¹⁾ See also Davies (Introduction 3rd ed.), *supra note* 22, at 297. 田邊・前掲注(8)12頁も参照。この手続では、被告に対する法律専門家特権 (CA 2006, s 1129; 訳語につき、田邊・前掲注(8)13頁) が奪われるという効果が生じる (Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 749 n.18.)。

⁽¹⁷²⁾ これは1981年会社法で設けられた規制であり、後に1985年会社法へと総括されている (上田・前掲注(6)法政79巻3号300(92)頁, 303(95)頁)。新たな改正でデータ媒体の文書等の提出義務等が規定されたのは、2006年会社法 (CA 2006, s 434(7)(8).) においてである (上田・同303(95)頁)。

⁽¹⁷³⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 750, Dine et al, *supra note* 29, at 238.

⁽¹⁷⁴⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 750, Dine et al, *supra note* 29, at 238.

⁽¹⁷⁵⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 750, Dine et al, *supra note* 29, at 238. なお、隠匿する意図または法律を破る意図がなかったことを証明しない限り罰せられることとなっている (Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 750.)。

⁽¹⁷⁶⁾ Birds et al, *supra note* 14, at 1026.

以上のように、調査官による調査の権限は累積的に強化されている⁽¹⁷⁷⁾。調査官にこれだけ強い権限を与えたことは、国務大臣が明らかな非行や強い公益上の要請がある場合を除いてその調査権を行使することに積極的ではなかったことの証左となっているとの指摘もある⁽¹⁷⁸⁾。以上のような非公式の調査は、単純に正式な検査役選任の予備段階としての意味合い以上のもの、すなわち、会社に対してそれ以上非公式でのアクションやフォローアップをさせないことや、正式な手順⁽¹⁷⁹⁾（詳細は後述）を履践させることなどの決定をも含んでいる⁽¹⁸⁰⁾。

IV 検査役・調査官による調査後の措置

1. 検査役・調査官調査の事後措置一般

検査役・非公式調査の箇所ですべてきた罰則等の制裁は、調査妨害や関連手続規定の不遵守に関するものであった。では、それら調査の結果犯罪行為や違法行為が明らかになった場合、次にどのような展開となるのであろうか。（検査役・調査官ともに）まず、調査の結果犯罪行為が国務大臣や重大詐欺局（Serious Fraud Office）⁽¹⁸¹⁾に対して明らかになった場合、国務大臣による刑事訴追が可能である⁽¹⁸²⁾。なお、会社業務に関して隠匿したことや法律を破る意図がなかったことは被告側が立証する⁽¹⁸³⁾。さらに、国務大臣は不適任を理由に、1986年会社取締役資格剥奪法（Company Directors Disqualification Act 1986（CDDA 1986））に基づき取締役・影の取締役の解任を申請することができる⁽¹⁸⁴⁾⁽¹⁸⁵⁾ ほか

(177) 本文で紹介した調査官の権限は、極めて警察の権限に近いと感ぜられる。「調査官は司法的・準司法的機能ではなく、警察の機能を営んでいる」旨明示的に記載する文献もある（Boyle & Birds (10th ed.) *supra* note 18, at 677.)。

(178) Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 752.

(179) どの手順をとるのかを決定するのは、数日で済む場合もあれば数カ月かかる場合もある（Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 752.)。

(180) Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 752.

(181) 略称はSFOであり、「重大・複雑な詐欺事件を捜査・告発する政府部局；1987年法の下で設置されたもので、法務長官（Attorney-General）指名の局長（Director）が長」とされる（小山・前掲注(9)1015頁引用）。

(182) Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 759, Davies (Introduction 3rd ed.), *supra* note 22, at 297, Worthington, *supra* note 10, at 771.

(183) Dine et al, *supra* note 29, at 238.

(184) CDDA 1986 s 8, Worthington, *supra* note 10, at 771, Davies (Introduction 3rd ed.), *supra* note 22, at 297. なお、解任・資格剥奪が認められたものとして、Re Queens Moat Houses plc Secretary of State for Trade and Industry v Bairstow and others [2004] All ER(D)333 (Jul).（公開会社の取締役が会社業績に関して虚偽・誤解を与える表示をしていた事例）。

(185) なお、検査役調査によって得られた証拠を利用して、①取締役資格剥奪法上の手続がなされ、その後、②刑事手続が控えている状態で、①の停止が申し立てられた事例がある。①の段階で被申立人たる取締役に（②でも提出する予定のある）証拠を提出させることが過度に抑圧的であ

(CDDA 1986, s 8(1)), 不公正な侵害行為⁽¹⁸⁶⁾ (unfair prejudice) が発覚した場合には裁判所に適切な命令の発出を申請できる⁽¹⁸⁷⁾ (CA 2006, s 995(1)(2))。かかる手段に代えて、又はそれに加えて、国務大臣は会社の解散を裁判所に申し立てることができ (CA 2006, s 995(3)), 1986年破産法 (Insolvency Act 1986 (IA 1986)) に基づき、裁判所が正義かつ公平にかなうと判断した場合に会社の解散 (IA 1986, s 124A(1)) が認められる⁽¹⁸⁸⁾。なお、かつては国務大臣が公益にかなうと認める場合に会社のために民事訴訟を提起する権限が付与されていた⁽¹⁸⁹⁾ (CA 1985, s 438) が、利用されなかったことから2006年会社法 (CA 2006) では削除されている⁽¹⁹⁰⁾。その他、2006年の会社法で一定の修正が加わっている (CA 2006, s 1035-1039)⁽¹⁹¹⁾。

2. 得られた情報の保護

イギリス法上も本来は国務大臣の権限でえられた情報は秘密として保護され、会社の同意なしに拡散されないが (CA 1985, s 449(2)), これには多くの例外があり、「ゲートウェイ」と呼ばれている⁽¹⁹²⁾。別表 (Schedule) には、調査によって収集された情報を開示することが許される者⁽¹⁹³⁾ (Sch 15C), 可能な開示目的⁽¹⁹⁴⁾ (Sch 15D) 等が列記されており、同様の

↘ 公平な裁判の理念に反するのではないか、という点が争点とされた事件があるが、高等法院 (大法官部裁判所) は、①の手續の停止は必要なく、②の手續前である①の段階で証拠の提出命令をしてよい旨判示している (Re TransTec plc Secretary of State for Trade and Industry v Carr and others [2005] All ER(D)465(Jul).)。

⁽¹⁸⁶⁾ 「会社構成員 (company member), 特に少数派株主に対しての会社経営陣の不公正な行為; 1985年法で裁判所への提訴が認められている; 一般には原告の持株価額を大きく減するような行為をなすことで、裁判所は公正価額での原告の株購入を命じうる」(小山・前掲注(9)1159頁)。

⁽¹⁸⁷⁾ French, *supra note* 22, at 602. なお、1980年会社法75条2項 (CA 1980, s 70(2)) で立法されたにも関わらず、1996年まで1回も利用されなかったとの記載が見られる (*id.* at 602.)。

⁽¹⁸⁸⁾ Worthington, *supra note* 10, at 771. なお、この会社解散の申立ては、国務大臣だけに許され、広く公益目的を考えて申立てをせねばならないことから、「公益のための申立て (public-interest petitions)」と呼ばれる (French, *supra note* 22, at 600.)。2011~12年度には365件程度の申立てがなされたが、2018~2020年くらいまで (2020年に出版された後掲 Paul Davies の書籍には "the two most recent years" と書かれている) は年間100件を上回らない程度である (Davies (Introduction 3rd ed.), *supra note* 22, at 297, Boyle & Birds (10th ed.) *supra note* 18, at 678.)。なお、検査役による報告の場合、その正確性が争われない限り裁判所はそれに依拠することができる (Boyle & Birds (10th ed.) *supra note* 18, at 674.)。

⁽¹⁸⁹⁾ Worthington, *supra note* 10, at 771.

⁽¹⁹⁰⁾ 酒巻ほか編・前掲注(14)273頁 [中村] 参照。See also Boyle & Birds (10th ed.) *supra note* 18, at 678. なお、当該規定は、CA 2006, s 1176に置き換わっている。田邊・前掲注(8)28頁も参照。See also Birds et al, *supra note* 14, at 1015.

⁽¹⁹¹⁾ Worthington, *supra note* 10, at 770.

⁽¹⁹²⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra note* 10, at 760.

⁽¹⁹³⁾ 国務大臣、大蔵省 (英国) など国の機関が多く列記されている。なお、Sch 15C 列記の者のほか、その会社の執行役や従業員にも開示されうる (CA 1985, s 449(1), (2)(a), (8); French, *supra note* 22, at 600.)。

⁽¹⁹⁴⁾ French, *supra note* 22, at 600. なお、刑事訴追目的の場合にも開示されうる (CA 1985, s 449(6))。

規定は任意に提供された情報にも適用される⁽¹⁹⁵⁾。かかる情報も後の裁判で利用されうるが、その場合どのような扱いになるのであろうか。これに関する事例である *Carton-Kelly v Edwards* 事件⁽¹⁹⁶⁾ は、会社の不祥事を疑って調査していた清算人らが、守秘義務の課された情報・書類、判決など（ISの調査過程で取得された）に関する守秘義務の解除を求めて裁判となった事例であるが、大法官府裁判所は、CA 1985, s 447 及び s 449 の制度趣旨を「開示が適切な調査主体によってコントロールされることで調査の完全性を維持することにある」と述べ、「管轄権のある裁判所で、その審理のための目的で当該主体から情報が提出された場合、その後当該情報は、秘密性を維持することが適切であるかどうかに関する裁判所の指揮に依存する」旨判示している⁽¹⁹⁷⁾。

3. 証拠としての利用・自己負罪拒否特権との関係

上記の通り、検査役・調査官の調査は強制的なものであるため、刑事手続との兼ね合いでは議論の変遷がある。後掲 *Saunders v United Kingdom* 事件判決より前は、検査役から質問された者には、いわゆる自己負罪拒否特権⁽¹⁹⁸⁾（*privilege against self-incrimination*）は保障されず、裁判所侮辱罪の威嚇のもとで質問に対して答える義務があり⁽¹⁹⁹⁾、また、証拠提出義務があるにも関わらず、そこで得られたものは、その後証人に対してなされた刑事訴追や取締役資格剥奪の訴訟において証拠として用いられることも裁判所は明らかにしていた⁽²⁰⁰⁾⁽²⁰¹⁾。

(195) *Davies, Worthington & Hare, supra note 10, at 760 n 107.*

(196) *Re Comet Group Ltd Carton-Kelly v Edwards* [2020] EWHC 131.

(197) 結論としてこの事案では、もはや守秘義務による保護は及んでいないとして申立てが認められた。

(198) 「みずからに刑事責任を負わせるような供述を強制されない権利；刑事手続き上だけでなく議会での証人などにも適用がある。」（小山・前掲注(9)974頁引用）。

(199) *Worthington, supra note 10, at 777.* なお、完全親子会社の役員を両方兼ねている取締役の報酬支払につき検査役による調査が行われた事案において、裁判所は、検査役の質問に対して証人が答える義務を負い、自己負罪拒否特権は黙示的に排除される旨判示していた（*In Re London United Investment Plc* [1992] BCLC 258.）。

(200) *Worthington, supra note 10, at 777.* 例えば、*R v Seelig and another* [1991] BCLC 869 は、重要な事実を隠匿して株式の売買をしようとした嫌疑で2者の被告人が起訴されている事例である。それに先立ってこれらの者が務める会社それぞれに対する検査役調査がなされ、これら被告人は検査役からインタビューを受けていた。本文で述べた通り質問に答える義務、求められた書類を提出する義務があり、従わない場合や妨害する場合は裁判所侮辱罪に処せられる（CA 1985, s 434, s 436）。また、当時は、証人を刑事訴訟にさらしうる質問に答えなくてはよいという点をアドバイスすることも、通常の検査役実務においてなされていなかった。このような状況下でも、上記事件の控訴院（刑事部）判決は、検査役調査の結果を刑事訴訟で用いることを認めていた。

(201) なお、検査役の報告書の公表が、他の司法手続に関して予断・偏見を与える場面もあるが、当時の貴族院判決は、国務大臣が報告書を公表するか否かについて国務大臣は公益に従って行動することが権利であり義務でもある旨判示している（*Lonrho plc v Secretary of State for Trade and Industry and another appeal* [1989] 2 ALL ER 609.；証人に対する検査役調査の結果

しかし、1994年に欧州人権裁判所⁽²⁰²⁾ (European Court of Human Rights (ECHR)) は、上記のような状態が欧州人権条約⁽²⁰³⁾ への違反かどうか争われた *Saunders v United Kingdom* 事件判決⁽²⁰⁴⁾ において、次のように判示した。

「自己負罪拒否に関する個人の権利は、欧州人権条約第6条(1)項に含まれる公平な手続きの中心をなすものであるが、第一に黙秘権と関係しており、非行の自白や、自分を直接に罪に陥れる陳述に限定されるべきものではない。特に、無罪を証明するような発言や単に事実の質問に対して述べた情報など、罪に陥れないような性質であることが明らかなものでも、強制を伴って得られた証言は後日、刑事手続きにおいて、検察当局によって、被告人に対して否認し、他の陳述に疑いを持たせることに利用されたり、そうでなければ被告人の主張を弱めるのに利用されたりする可能性がある。したがって、公平な審理を受ける権利が侵害されたか否かという問題は、その者の発言ではなく、トライアル手続の間になされた刑事訴追の中での利用にかかっている。」

以上の判示のもと、当該事案において申立人に対する当該権利への重大な侵害を認定し、結論として検査役調査の結果を別の刑事手続きで利用することが欧州人権条約への違反となることを認めた。これを受け、英国政府⁽²⁰⁵⁾ (Crown) もその実務を改め、会社法も2000年4月の改正で、検査役調査や国務大臣の命令に基づく非公式調査 (CA 1985, s 447の文書等作成請求) に基づいて、強制的に得られた証言は、その者を被告人とする後続の刑事訴訟などで、一次証拠としても、反対尋問においても基本的に利用できないという

ㄨ 果が、別に行われている重大詐欺局による調査・刑事訴追に関して予断を与えうるため、延期すべきかどうか問題とされた事案である)。

(202) 欧州人権裁判所の意義、機能、組織などにつき、渡部茂己『国際人権法』70頁（国際書院、2009）以下参照。

(203) 正式名称は、「人権および基本的自由の保護のための条約」である。1953年に発効し加盟国にこれを遵守する義務がある。内容の殆どはいわゆる「自由権」に関するものであり、判決で問題となった第6条は「公正な裁判を受ける権利」となっている（以上、渡部・前掲注(202)66-67頁も参照）。

(204) *Saunders v United Kingdom* [1996] 2 BHRC 358. G社とA社による第三者（公開会社）の買収につき、G社が勝利したが、その買収の背景に違法な株の買い支え操作（犯罪行為）が疑われたために、G社に対してCA 1985, s 432に基づいて検査役の調査がなされ、G社のCEOである本件申立人（のちに刑事訴追される）にもインタビューがなされていたという事案である。当時は、調査結果は別訴での証拠となりうる上に、調査を拒むと裁判所侮辱罪に処せられるという点で強制力があった。本件申立人の話の内容から犯罪行為が強く疑われたため、検査役らの決定により発言の写しが公訴局へと渡され、それが本件申立人に対する証拠として利用され、数多くの罪で有罪とされた。本件申立人は、国を被告として提訴し、貴族院まで上訴しても彼は敗訴してしまったため、最終的に欧州人権裁判所への提訴へとつながった。

(205) 原文 (Worthington, *supra* note 10, at 777) は”the Crown changed its practice”となっている。本文では”Crown”を「英国政府」と訳した（小山・前掲注(9)272頁参照）が、例えば”case for the Crown (Crown Case)”で「刑事事件」という意味があり（小山・同272頁参照）、ここでも刑事手続の法律・実務等が変更されたという解釈も成り立つ。

規定に改められた⁽²⁰⁶⁾ (CA 1985, s 434(5), [5A], [5B], s 447A(1), (2))⁽²⁰⁷⁾。その結果、かかる強制力的な脅威に基づいて得られた証拠は、自己負罪拒否特権を侵害する場合には、後続の刑事手続で証人（調査対象者の意）との関係で利用することはできないこととされている⁽²⁰⁸⁾。

もっとも、①民事訴訟での証拠としての利用は完全には妨げられない⁽²⁰⁹⁾ ほか、②調査に続く取締役の資格剥奪手続も、刑事手続ではないという理由で証拠としての利用が認められている (CA 1985, s 441(1))⁽²¹⁰⁾。また、刑事手続の場合でも、③被告人自身がその強制された証言に依拠した場合 (CA 1985, s 447A(1), (2)), ④証拠の虚偽性や偽証罪が問題となる訴訟である等の場合 (CA 1985, s 434(5), [5A] [5B], s 447A(3)) には例外的に証拠として認められうる⁽²¹¹⁾。なお、②に関しては一般的な公平の基準が適用されるが、同様の考慮が（検査役調査に続く）民事訴訟一般に及ぶとする見解も見られる⁽²¹²⁾。

V まとめと今後の研究方針

以上、イギリス検査役の概要について述べてきた。イギリス検査役は既述の通り、多くの特徴を持った制度であるが、その特徴の中では以下のようなものが重要であると思われる。

第一に、Pergamon Press 事件判決、Norwest Holst 事件判決、Mirror Group News-

⁽²⁰⁶⁾ 欧州人権裁判所の判決が直接に締約国の国内裁判所の判決を無効・取り消す効果は持たないが、締約国はいかなる事件においても裁判所の終局判決に従うことを約している（欧州人権条約第46条）（以上、渡部・前掲注⁽²⁰²⁾75頁参照）ため、本文で述べた通り、法律・実務自体の変更を余儀なくされたとみられる。

⁽²⁰⁷⁾ Worthington, *supra* note 10, at 777, French, *supra* note 22, at 597.

⁽²⁰⁸⁾ See also French, *supra* note 22, at 597.

⁽²⁰⁹⁾ Worthington, *supra* note 10, at 777-778.

⁽²¹⁰⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 761. 欧州人権裁判所の判決 (DC, HS and AD v. United Kingdom (Application No. 39031/97) [2000] BCC710) も、刑事手続において要求される公平と民事手続のそれが異なること、また、取締役資格剥奪手続は刑事ではなく民事の手続で、そのペナルティも刑罰ではなく取締的な性質のものであること等から、検査役調査の結果は取締役資格剥奪手続において証拠として利用可能であると判示している (See also French, *supra* note 22, at 598.)。

⁽²¹¹⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 761. なお、酒巻ほか編・前掲注⁽¹⁴⁾270頁脚注96 [中村]「当該会社等の役員等その他の者が検査役に対し行った回答は、その者にとって不利な証拠として用いられることもあり得る（1985年会社法434条5項）」と記載する。

⁽²¹²⁾ Davies, Worthington & Hare, *supra* note 10, at 761. 検査役調査の記録（聞き取り調査の結果の記録）の開示・調査を裁判所は命ずることができるとする事例もある (British & Commonwealth Holdings plc (in administration) v Barclays De Zoete Wedd Limited and others [1998] All ER (D) 491.)。なお、公益にかなうと認められた場合は、会社解散命令の申立てを含む「会社が提起するであろうあらゆる訴訟 (any action the company itself might bring)」を提起できるとする文献もある (Dine et al, *supra* note 29, at 239.)。

papers 事件判決など一連の判例でも述べられていた通り、検査役の調査は行政的な性質を持つ。「会社・少数株主の申請」「裁判所の命令」による場合もあるが、「国務大臣の主導」による検査役選任が可能である点にもそれが表れている。これに付随して、判例は「自然的正義」の要請は完全には適用されないが、検査役は一定の公平義務を負うと判示していた。一方、国務大臣の選任した調査官による非公式調査の制度も「会社法」に置かれていて、業種等に関わりなく広く調査対象とされていた。非公式調査の性質が行政的であることは明らかである。

二つの共通項を見てみると、興味深い特徴が浮かび上がる。それは、「行政権が検査役・調査官などを用いて会社を調査する方法により企業の不祥事等がないかどうかを探るとともに企業を統制し、また、そこから得られた結果をもとに刑事手続（但し、証拠としての利用には制約あり）、取締役資格剥奪手続、会社解散の申立てなど次なる手段を講じて不祥事へ対処する」という特徴である。これに関しては、イギリス会社法の成り立ちや沿革、改正の歴史と深い関わりがあると思われる。

第二に、調査権が広範囲かつ強力である点である。検査役の場合、まず、その調査の範囲はグループ会社全体（親会社含む）にわたり、単なる調査に止まらず文書や情報の提出命令、協力要請、口頭での質問など、情報を得るための多様なオプションが用意されていた。従わない場合には、裁判所侮辱罪の制裁が科されうる点も加味すると調査権は強力である。一方、調査官による非公式調査の場合、調査官は証人・その他の者に対して、文書の提出要求、付随して質問などを要求でき、一部例外的な場合でない限りそれに従う義務があった。また、①調査官は一定の場合は治安判事の発する令状により土地に対して搜索差押類似のことができ、②一定の場合は（搜索差押類似の行為はできないものの）敷地へ無令状で立ち入り留まることもできた（②は検査役も用いることができる）。しかも、かかる調査妨害も罰金の対象、また調査への協力義務懈怠は裁判所侮辱罪の対象となり得る。

これに関しては手続そのものが「糾問的」である点や、そこから得られた証拠の証拠能力を巡って問題が生じており、刑事手続での証拠としての利用は *Saunders v United Kingdom* 事件判決以降はイギリスでも基本的にはできないようになっていたが、民事手続や取締役資格剥奪などの手続での利用は可能となっていた。そして、「自己負罪拒否特権」など刑事手続の論点との連続性や類似性があり、また、上記裁判でも問題となっていた通り、国際人権法分野で議論される人権侵害の有無という点も意識せざるを得ないような「位置」にこの「会社法上の」二つの制度は配置されている。

ところで、イギリスにおいても、「公法」と「私法」の分類は存在する。「公法 (public law⁽²¹³⁾)」とは、憲法および中央・地方政府の機能と組織、個人と国家、国家と直接関係する個人間の関係などについての法であり「憲法、行政法、租税法、刑事法が含まれる」と定義される⁽²¹⁴⁾。一方、「私法 (private law)」とは「国家と直接関係を有しない個人間の関係的な側面に適用される法律」であり「財産法、信託法、家族法、契約法、商事法、不法行為法」と定義されている⁽²¹⁵⁾。両者の分類はイギリスにおいても相対化している側面があるとは推察されるが、あえてこの二分法から本制度を見てみよう。すると、イギリス会社法は、上記の通り「私法」に分類されることとなる。また、検査役制度のうち会社や少数株主の申請によって会社が調査されるもの (CA 1985, s 431(2)(a)-(c)) もあり、調査で得られた証拠が事後の民事訴訟に活用されうる点など、私法 (私法上の調査権) としての特徴もないわけではない。言い方を変えると、これら調査権は、一部「私法的な色彩」を帯びてはいる。もっとも、検査役制度、国務大臣の命令に基づく非公式調査の制度は、本稿が概要を紹介し、また特徴を既にまとめた通り、ほとんど「行政権」と「個人・会社」との関係を規律しており、その内容も殆ど「公法上の調査権」としての特徴を備えているように見える⁽²¹⁶⁾。ここで、私法の中に公法的・刑事法的な制度が多少混在すること自体はわが国でも多く見られることではある。だが、それを差し引いても、イギリスの検査役・非公式調査制度は、会社法の中にありながら、この箇所だけ「公法」であると言い切って過言ではないほど、行政権の権限・裁量が大きく、公法的な要素が強いと筆者には感じられる。多少不正確になるが、あえて検査役・非公式調査の制度を短い言葉でいうならば、『私法的色彩』を帯びた『公法上の調査権』とでも表現できるのではないだろうか。このような調査権が「会社法」の中に置かれていることそのものが、日本会社法にはないイギリス会社法の最も顕著な特徴であるといえ、興味深い。日本の業務財産検査役はイギリスをモデルにしているとはいえ、両者は根本・出発点において全く異なっている可能性もある。以上が、本稿が到達したさしあたりの検討結果である。

冒頭でも述べた通り、イギリス検査役制度は到底この論文一つで検討しつくせないほど

(213) なお、本文での用法と異なり、一般的に英米法で "public law", "public act" といった場合、「一般法律 (general statute)」と同じ意味で利用される場合があるので注意が必要である。これは、「特定地域および特定の人・団体のみに適用されるのではなく、社会一般に適用される制定法」と定義される (小山・前掲注(9)473頁)。対義語は「特定の人びとまたは特定の地域に適用される制定法」を意味する "special statute (特別制定法)", "special law (特別法)" となる (小山・同1047, 1049頁参照)。

(214) Jonathan Law, OXFORD DICTIONARY OF LAW, at 568 (10th ed. 2022).

(215) Jonathan, *supra* note 214, at 549.

(216) なお、CA 1985, s 431(2)(a)-(c)の調査権も、実際には会社・少数株主は権限発動を促しているだけで、調査主体は行政権である。

複雑で、奥が深い。本稿でも多数の検討課題が浮かび上がったが、その中で特に重要だと思われる点を挙げて本稿を終えることとした。

まず、イギリス検査役・非公式調査における情報漏洩防止の仕組みが特に重要で検討に値すると考えている。本稿の冒頭で述べたとおり、日本法上の会計帳簿閲覧権（433条）のような「直接型」制度では、株主が取得した情報を第三者に漏えいしてしまう危険こそが最大の弱点であり、最も注意すべき点である。これに関して、一見漏洩の危険が少ないと見える「間接型」のイギリス検査役制度・非公式調査制度がどのように対処しているか。また、その情報の性質（例；各種特権によって保護されている情報とそうでない情報、また、個別に秘密として保護する必要性が高いか低いか等）によって対処の仕方を変えているかどうか等の点について、改めて詳細に明らかにする必要がある。本稿では取り上げなかったが、Mirror Group Newspapers 事件判決など複数の判決がそれについて扱っており、それも含めて今後検討の機会を設けたい。

次に、イギリス検査役制度・非公式調査制度の「位置づけ」をさらに詳しく知る必要がある。検査役調査・非公式調査を、不祥事を起こした取締役等への民事訴訟や刑事責任追及などの「手段」として捉えると、その調査の手続そのもの、また証拠としての利用について熟慮せざるを得ない。そして、先述の通り行政的な性質を持つこれら調査権は、会社法の中にありながら、ともすれば刑事法・国際人権法と接点を持つような「位置」に置かれていた。本稿では代表的な判例を簡単に紹介したにとどめたが、日本法との詳細な比較のためには、これらイギリス検査役制度・非公式調査制度の「位置づけ」を、周辺も含めてもっと詳細に知ることが重要であろう。本稿で紹介したものに関連する一連の判例や法改正の議論を含め、この点も今後の検討課題としたい。

その他、イギリスと日本の検査役（会社調査制度）の要件、調査の範囲やその後の手続、調査妨害等の場合の制裁等、個別の箇所と比較も今一度詳細に比較すると何らかの知見が得られるかもしれない。以上のように検討課題は多々残されているが、検査役制度の議論が活発化することを祈念しつつ、筆者もさらなる研究を続ける決意を新たに、本稿を終えたいと思う。

謝 辞

本研究は JSPS 科研費 JP19K13576 の助成を受けたものです。